

武庫川水系河川整備計画（原案）等の修正案（7月28日時点）とこれに対する委員意見の整理表

注1) 整理番号の欄の番号の種別：「1, 2, 3...」：第60回資料4-2：武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する委員意見で「C修正」に分類した意見、「(1)、(2)、(3)...」：第64回流域委員会資料2：第60回～第63回流域委員会における審議結果の整理表（案）の修正対応等に記載のある事項、「①、②、③...」：県が自主的におこなう修正、「1、2、3...」：その他左記以外の修正意見で区分。

注2) 整理状況の欄の番号の種別、「A：県の修正案に対し意見なし（済）」、「B：県が対応を検討中」、「C：論点審議済であるが再審議が必要」、「D：論点審議が未了」、「E：取扱未定」で区分。

注3) 赤字は、第64回流域委員会資料「武庫川水系河川整備計画（原案）等の修正案（7月12日時点）とこれに対する委員意見の整理表」からの追記箇所。

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無 (該当頁)	整理状況
1	河川整備計画の実施	④ 4 修	<p53 表 4.1.3>「河川整備計画の実施概要」表 4.1.3 中の整備計画「前期」「後期」という記載を削除し目安の点線のみを記す。備考に明記のとおりわかりやすくするための記載であるならば、無用の混乱を生じさせる記載は避けるべき。(整備計画の中がさらに計画上前期・後期の2段階に分割されているように誤解される)	中川委員	河川整備計画(原案)53頁の表 4.1.3 河川整備計画の実施概要では、整備予定時期をわかりやすく示すために、20年間の整備期間を前期・後期の10年毎に分けて記載したものであり、誤解の無い表記になっているのではないかと考えています。	なし	B
		修正意見書 (7/12)	1 P53「前期」「後期」の字句を「1～10年」「11～20年」に修正 〔修正の理由〕 県の考え方に示された趣旨(10年毎)は上記修正案表記の方が明確。前期・後期の区分が10年であることは原案上ではわからず、読み手によってどのようにでも解釈可能。なお、整備計画において「前期」「後期」は法的に存在しない。	中川委員	未	未	
30	河川整備計画の実施	修正意見書 (7/12)	原案 P. 53 表 4.1.3 河川整備計画の実施概要の中、整備の考え方の項を5年単位程度に改めて計画を立て、経過後見直して再計画できるように表を作成し直す。	岡田委員	未	未	D
		修正意見書 (7/28)	1 P, D, C, A の考え方を組み入れて、5年ごとに計画を見直して再設定する。 〔意見追加の理由〕 内容の各項目ごとに完成を目指しても、目標通りに行く事は困難である事が多いので、5年ごとにチェックして書き換えが可能な書式にしておくことの方が分かり易い。	岡田委員	未	未	
100	河川整備計画の実施	修正意見書 (7/28)	<p1 第1章 はじめに 最終段落 追記> 実施にあたっては、Assess(事前評価)、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮するとともに、 〔意見追加の理由〕 河川整備計画の実施事項は治水、利水、環境の3側面に分けて記載されているが、これらは相互に関係するので、他の側面への影響について事前評価をしてから計画に入る必要がある。これは実施後の点検・評価と組み合わせる適切なサイクルを構成する。	奥西委員	未	未	D

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
2	整備計画の目的	⑤ 5	1頁「 <u>第1章、1、(1)河川整備計画の位置づけ</u> 」の箇所の記述を見ると、河川計画の目的が治水(洪水に対する安全度を段階的に向上させていくこと)だけであるような書き方がされている。河川法で定められている <u>治水、利水、環境の整備と保全という3つの目的を達成するための計画であるとの記述に修正すべきである。</u>	長峯委員	武庫川の河川整備計画(原案)の作成にあたっては、 ①下流部築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上を図るため、総合的な治水対策を推進すること ②河川工事にあたっては全国的にも初めての取り組みである「2つの原則」に基づき「豊かな自然環境の保全・再生に努める」ことの2点を重視しました。「第1章はじめに」は、河川整備計画(原案)を要約し、その考え方を端的に示すことを目的に設けた章ですので、上記2点を中心に記述しています。 なお、河川整備計画(原案)全体としては、第1章で記載しているとおり、「現時点で必要と考えられる治水・利水・環境に関わる施策や整備内容をとりまとめ」ています。	なし	D
		修正意見書 (7/12)	1 (P.1) …早期に図る必要がある。 <u>また、豪雨が激化し頻発化する一方で渇水現象も増加の傾向にあるとともに、近年の河川水量は全般的に減少し、下流域では断水現象もしばしば発生するなど、水生生物が危機にさらされることもある。かつては豊富な水量が生物を育み武庫川らしさを表現し、暮らしや社会に水を提供してきたことを再認識し、利水面での安全性の保障や適正な水質・水量の維持・創出に努める必要がある。</u> <u>またさらに、環境面では…</u> 〔修正の理由〕 治水・利水・環境の3点を盛り込むべきである。 【34にも関連】	佐々木委員	未	未	
		修正意見書 (7/28)	2 <u>治水、利水、環境の整備と保全という三条件をベースにした上で、具体的な整備方針を決めることが重要で、治水上の具体的な数値のみを最優先課題としない。</u> 〔意見追加の理由〕 <u>3条件の成立を前提とした、具体的な整備目標であることが住民にもよく理解されることが重要。</u>	岡田委員	未	未	
3	総合的な治水対策の推進	⑥ 6	総合的な治水対策の推進を謳っているが、具体的計画においては総合治水の観点が後退し、「工事実施計画」の観点を引きずって、河川工事計画に減災対策(そのうちのソフト対策相当分)と環境対策を付加したというような、不徹底なものになっている。 ※委員の提案 総合治水という観点で河川整備を実施すべきである。総合的な治水という考え方に立てば、法律の規定上、「河川整備」という言葉を使わざるを得ないものの、これは「流域整備」として認識すべきである。 <u>流域整備の中で流域対策、ソフト対策と河川のハード整備(狭義の河川整備)を位置づける、という書き方をすべきである。</u>	奥西委員	「流域整備の中で、流域対策、ソフト対策と河川のハード整備を位置づけるという書き方をすべき」とのご提案ですが、河川整備計画(原案)では、委員ご提案の「流域整備」は、「総合的な治水対策」と表現しています。したがって、委員の提案と違いのない河川整備計画(原案)となっています。 なお、減災対策と環境対策が不徹底であるのご意見ですが、減災対策については、奥西委員を含む武庫川流域委員会の委員の方々が入れられた「武庫川流域減災対策検討会」で8回に渡り意見交換を重ねた上で河川整備計画(原案)や総合治水推進計画(県原案)を作成しました。ま	なし	D

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
					た、河川環境の整備と保全についても、「環境2原則専門検討会」や「河川審議会環境部会」を設けて、幅広く学識者等の意見を聴いて作成しました。決して不徹底な内容ではないと考えています。		
1	超過洪水対策	流委発言⑨	あふれることを認め「あふれる治水」（あるいは「あふれさせる治水」）を明記する。原案では、簡単な記載（p35）であふれることを示唆しているが、明確にあふれることを明記した計画にはなっていない。	中川委員	減災対策を具体的に進めて行く出発点は、武庫川からの洪水によるはんらん経験の無い下流部築堤区間では、住民の被害に対するリスク認識の向上であり、そのことを行政関係者や住民にわかりやすく伝えることが、何よりも重要です。「あふれる治水」「あふれさせる治水」と明記することを提案いただきましたが、この表現は、下流の安全性より上流の安全性を小さくして、上流で河川から洪水を溢れさせて、被害を生じさせる代わりに、下流への流量を減らすことを目指すように誤解される恐れがあります。どのような表現をすれば、 <u>減災対策の必要性をわかりやすく伝えることができるのかについて、今後、検討していきたいと考えています。</u>	あり (P21) (推進 P3)	D
		修正意見書 (7/28)	1 <u>〈p21 (3)減災対策 1段落目、推進計画 p3 2 減災対策〉</u> 〔具体の修文案〕(L.3に続く) <u>また、降雨は自然現象であるから、想定した以上の雨が降ることは常に考えておかねばならない。この結果として超過洪水が発生することは常に念頭に置くべきである。</u> (近年の気象の変化に関係なく、超過洪水が発生することは書くべき・上記文章は一例) 〔修正の理由〕 整備計画(原案)にも、河川整備基本方針(P.9)にも「超過洪水」という言葉は使われていない。河川砂防技術基準(計画編)にも超過洪水対策の計画をするようにとの記述があり、この言葉を使った説明をする方が一般住民には理解しやすいと思う。	岡田委員	未	未	
		修正意見書 (7/28)	2 〔具体の修文案〕 原案 p33 17行目文末に追加 <u>どのような整備が実施されたとしても想定を超える事態においては河川区域外に洪水があふれ出るとは避けられないという認識から、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策、安定した利水対策及び環境対策を推進する。</u> 〔修正の理由〕	中川委員	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			<p>提示された修正案は、既提出の87の「ひょうご治山・治水防災実施計画の存在を明記」に対応する修正案としては妥当と判断するのでこの提示修正案（原案、推進計画ともに）はこのままでよい。しかし、この記述はあくまでも防災実施計画の考え方の記述に留まっており、整備計画としての考え方を示していない。整備計画として、目標を記載する第3章第1節の1での整備計画の位置づけに上記を記述することを提案する。なお、上記修正案のアンダーラインのない部分は、すでに整理番号5への修正再提案として7/19に提出踏みの修正案（前の文章との接続詞は適切に選択下さい）。</p> <p>なお、本項は第65回委員会での審議論点のため、審議にて詳細補足致します。</p>				
		修正意見書(7/28)	<p>3 (p21 (3)減災対策 1段落目、推進計画 p3 2減災対策)</p> <p>[具体の修正案]</p> <p>…実施しても、行政の対策のみでは災害を完全になくす…、…考え方のもと、<u>沿川の市ならびに住民とともに、日ごろから十分に備えを…</u></p> <p>[修正の理由]</p> <p>減災対策に対しての県の取り組む姿勢があまりにも前面に出ており、沿川の市当局や住民への参加意識を高めるための表現が必要と考えます。</p>	草薙委員	未	未	
4	整備目標	⑩ 15 修	<p><p33 21行>「戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水」の記述箇所。計算上、戦後最大の流量となる実績降雨、という意味が、正しく理解できる表現に改められないか。昭和36年当時の実績水位と混同される懸念はないか。</p>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり(P33)	A

整理 番号	項目	意見 区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無 (該当頁)	整理 状況
5	整備目標	⑦ 16	<p>整備目標（事業量に直結）は記載されているが、目指すべき効果目標の記載がない。効果目標を記載する。</p> <p>(ア) 「段階的な整備の目標」（p33 ほか）の段階的に整備していくのはあくまでも河道対策や目標整備流量や流域対策の担保量。例えば、整備量が段階的だから超過洪水で発生するかもしれない死者の数も段階的に減っていくことでよい、というものではない。目標とする事業量（アウトプット）は段階的であっても効果（アウトカム）は常に基本方針に掲げた通り「壊滅的なダメージを回避する」であるべき。そこを間違えてはいけない。</p> <p>(イ) 上記理由から整備目標の項は、事業量（アウトプット）目標と効果（アウトカム）目標を分けて記述し、効果目標については方針で記載した文章をそのまま記載する。「想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標」とする。この目標は、河川管理者が県民に果たす目標を明記すべきという委員会審議の結果、県によって追加されたもの。河川対策＋流域対策＋減災対策の三位一体の効果として、上記目標を果たそうとするのが、方針を受けた今回の整備計画である。たとえ事業量は段階的であっても、被害をも段階的にしないために減災対策を大きな柱にしている。</p> <p>(ウ) 本質的に整備計画は基本方針に向けた途中段階の目標となるもの。ことさらに重ねて「途中段階の目標」と、総合的な治水対策の推進の項に明記する意味はない。段階的な途中であるのは当然。P35 では記載の必要性を感じない。</p>	中川委員	<p>(ア) (イ) ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。</p> <p>(ウ) 河川整備計画は、基本方針の目標達成に向けて、段階的に整備し、着実に安全度を向上させることを基本としています。したがって、段階的に整備していくことを、整備目標としてわかりやすく表現するため、「<u>途中段階の目標</u>」と記載しています。</p>	あり (P37)	B
		修正意見書 (7/12)	<p>1 ●p33 17行目文末に追加 同時に、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを、河川対策、流域対策、減災対策によって実現を目指す。</p> <p>●p33 2行目 第1節 河川整備計画の整備目標と考え方 ⇒ 河川整備計画の目標と考え方 (節表題から「整備」の削除) 〔修正の理由〕 最低限の修正案として資料 3-3 (p37 への挿入案) は評価するが、原案の構成から考えて挿入箇所は上記。整備計画として目指す目標とその考え方を記述するのは第1節 (p33) である。 にもかかわらず第1節が「整備」目標になっていることも不適切。整備という字句は強くハード整備を想起させ、実際に後段の記述はハード整備主体の記述になっている。委員会で県から何度も明言されている点、河川対策、流域対策、減</p>	中川委員	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況																																						
			<p>災対策の3本柱で実現する整備計画であるという考え方と文章が整合していない。これを明確にするためにも、上記位置での修文が必須。</p> <p>河川法施行令で河川整備計画に求められている事項は「河川整備計画の目標」であって整備目標ではない。</p>																																										
(1)	整備目標	整理表⑥	流出解析に関連して、流域の土地開発動向と政策誘導に関する加筆が必要ではないか。	—	未	未	B																																						
2	整備目標	流委発言⑩	3,510m ³ /sの位置づけについて、もう少し丁寧に表現すること。	委員長	未	未	B																																						
98	整備目標	修文意見書(7/28)	<p>〈p37 ①下流部築堤区間(河口～仁川合流点) 追記〉</p> <p><u>治水基準点(甲武橋)に数値目標は次の通りとする</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">計画基準点</th> <th rowspan="2">整備計画 目標流量*</th> <th colspan="2">河川対策</th> <th rowspan="2">流域対策</th> </tr> <tr> <th>河道対策</th> <th>洪水調節施設整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武庫川</td> <td>甲武橋</td> <td>3,510m³/s</td> <td>3,200m³/s</td> <td>280m³/s</td> <td>30m³/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>※流域において流出抑制対策を講じない場合の目標流量</p> <p><u>また、武庫川本流の主要地点における流量配分は次の通りとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>甲武橋</th> <th>生瀬大橋</th> <th>武田尾 (住宅地区)</th> <th>相生橋</th> <th>岩鼻橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標流量</td> <td>3510</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td>河道分担量</td> <td>3210</td> <td>2700</td> <td>2600</td> <td>740</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>現況流下能力</td> <td>2500</td> <td>1900</td> <td>1600</td> <td>900</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>[意見追加の理由]</p> <p>3. 河川整備計画の目標の記載について</p> <p>流域を一貫した河川整備をすることは河川管理者側と委員側で一致している。これに鑑み、流域内の各地点または各区間での整備目標を一覧できる必要がある。整備計画書を隅から隅まで探さないと整備計画の骨格を成すような事項が分からないというのは初歩的なエラーである。</p> <p>具体的には、第3章第1節2の最後((1)の前)に次内容を入れる。(一部未記入である。表は表3. 3. 1をここに移す。流量配分を含め、表番号を付しても良い。数値は要チェック)</p>	河川名	計画基準点	整備計画 目標流量*	河川対策		流域対策	河道対策	洪水調節施設整備	武庫川	甲武橋	3,510m ³ /s	3,200m ³ /s	280m ³ /s	30m ³ /s	地点名	甲武橋	生瀬大橋	武田尾 (住宅地区)	相生橋	岩鼻橋	目標流量	3510	xxxx	xxxx	xxx	xxx	河道分担量	3210	2700	2600	740	110	現況流下能力	2500	1900	1600	900	50	奥西委員	未	未	B
河川名	計画基準点	整備計画 目標流量*	河川対策				流域対策																																						
			河道対策	洪水調節施設整備																																									
武庫川	甲武橋	3,510m ³ /s	3,200m ³ /s	280m ³ /s	30m ³ /s																																								
地点名	甲武橋	生瀬大橋	武田尾 (住宅地区)	相生橋	岩鼻橋																																								
目標流量	3510	xxxx	xxxx	xxx	xxx																																								
河道分担量	3210	2700	2600	740	110																																								
現況流下能力	2500	1900	1600	900	50																																								
6	整備計画の対象期間	⑤18	「概ね20年間とする」という記述(2頁5行目、33頁下から5行目、36頁下から3行目、53頁の表4.1.3)と「20年に設定する」という記述(2頁下から2行目、35頁下から6行目)が混在している。「計画」と呼ぶからには、 <u>何年間(〇年から〇年まで)</u> と期間が明示されていなければならない。行政では、通常、そういう使い方をしていると思うが。	長峯委員	計画対象期間を「概ね」としているのは、社会経済情勢等により変動することが考えられるためであり、河川整備計画では一般的に採用されています。	なし	A																																						

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
(2)	整備計画の対象期間	整理表⑥	整備計画の対象期間の決定に関して、20年間で何をやるのか、どこまでできるのか等について、わかりやすい説明の加筆が必要ではないか。	—	未	未	B
7	下流部築堤区間	⑤ ⑥ 1	河川横断面イメージについて 整備計画(原案)P42.図4.1.3整備横断イメージに3箇所の河川横断面がイメージとして記載されていますが、各地点における垂直(水深)方向の数値は全く示されていません。「イメージ」としては差し支えなかも知れませんが、これは図面ではなく俗に言う「マンガ」に近い表現です。もっと一般住民の理解を助けるために掘削深さ・測定年月日等をこの図に書き込み、説明の趣旨を明確にすべきです。(資料編でなく原案の図にこの程度は書き込まないと情報が正しく伝わらない。他の頁にもイメージ図はあるが、少なくとも本流に関しては具体的にデータを記入し、関係情報を正しく伝えるべきです。)	岡田委員	ご意見の主旨を踏まえ、「上流部及び支川」の断面イメージ図と同様、下流部の断面イメージ図についても、計画高水位から計画河床高までの深さを表示します。 なお、掘削深さについては横断方向で異なり一義的な表記ができないため、上記の「計画高水位から計画河床高までの深さ」を表示することで代用します。 整備計画(原案)で横断を「イメージ表示」としているのは、事業実施時には改めて横断測量を実施して詳細設計を行うこと、またその際には、河川環境の保全、施工性、経済性等を考慮して、川底の形状や護岸のタイプなどの詳細を順応的かつ柔軟に検討するためです。 このような横断のイメージ表示は、全国的にも一般的な掲載方法です。このため、横断に測量年月日を表記する必要はないと考えています。	あり (P42) (P43)	A
		修正意見書(7/12)	1 (P.42、P.43 下流部築堤区間、掘込区間) 図4.1.3整備断面イメージのH.W.L.からの矢印と図4.1.5整備断面イメージのH.W.L.からの矢印の位置を同じ意味合いをもつ計画河床ラインに統一する。 〔修正の理由〕 図4.1.3整備断面イメージのH.W.L.からの矢印は現況河床ラインであるが、図4.1.5整備断面イメージのH.W.L.からの矢印は河床掘削後の計画河床ラインである。資料3-2の県の考え方では矢印の位置は計画河床ラインとしているが、これで間違いないのか。【3にも関連】	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修正を検討します。	あり (P42)	
		修正意見書(7/12)	2 横断図に左岸・右岸の地名を記入して頂ければ流域住民は自分の住居表示と照合して理解しやすくなると思われる。 〔修正の理由〕 一般住民にとって理解が得やすい。 本例に限らず、引き堤、高水敷掘削、潮止堰撤去等地理的条件が変更される場合には、住民の関心が高まると思われるので出来るだけ丁寧な説明が望ましい。	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえて、横断図が示す概ねの箇所が地域住民に分かりやすいように修正を検討します。	あり (P42)	
(3)	下流部築堤区間	整理表⑥	河床掘削においては、環境との整合性に関する加筆が必要ではないか。	—	未	未	B
(4)	下流部築堤区間	整理表⑥	下流部築堤区間の河道改修を「喫緊の課題」とした理由については、その表現方法についての検討が必要ではないか。	—	未	未	B
3	下流部築堤区間	流委発言⑥	整備計画に示す築堤区間の横断図については、可能な限り堤内側まで示してほしい。	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修正を検討します。	あり (P42)	A
26	下流部築堤区間	修正意見書	原案p.42(上5行) 潮止堰は、それを撤去することによって津波・高潮外力が新たに堰位置より上流に及	村岡委員	【第105回運営委員会で議論済】	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		(7/12)	<p>ぼす災害の影響状況、および周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。</p> <p>〔意見追加の理由〕潮止堰の撤去は、周辺地下水に及ぼす影響と同等以上に津波・高潮の影響を検討することが重要である。</p>				
29	下流部築堤区間	修文意見書(7/12)	<p>河川横断面(原案P.42、P.43、P.45)のイメージ図にはその兩岸地名を記入すること。測量年月日については「整備計画策定時の現況」として説明しても、それほど大きな差はないと当局が考えられるのであれば、それでも差し支えないと考える。</p> <p>また、これに関連して、P.49”表4.1.2河川整備を実施する区間”には、上記イメージ図と同一の場所を示しているのではないかとと思われる場所が多い。もし関連がルのならば、P.50”図4.1.21河川対策の施工の場所の図とも関連づけて説明した方がより分かり易くなるのではないかとと思われる。そうすれば河道対策に関する一連記事の関連がはっきりして、より理解しやすくなるのではないかと。</p> <p>なお、”図4.1.18ドレーン工法”(P.46)の説明はP.17”写真2.2.4堤防強化工事の例(ドレーン工)”の写真の方が具体的で分かり易い。相互の関連性をP.46に追加説明してはどうか。</p>	岡田委員	<p>①横断図の地名についてはご意見の趣旨を踏まえて、横断図が示す概ねの箇所が地域住民に分かりやすいように修文を検討します。</p> <p>②横断イメージ図は、「表4.1.2河川整備を実施する区間」及び「図4.1.21河川対策の施行の場所」に示した各工区の代表的な断面を表示したものです。河川名、施行場所の番号などを統一しており、相互の関連が分かるように表示しています。</p>	あり(P42)(P43)(P45)	ドレーン工：未 B
		修文意見書(7/28)	<p>1 〔具体の修文案〕</p> <p>P.49表4.1.2の下側欄外に「P45.断面イメージ図参照」を追加。</p> <p>「各断面イメージ図の赤色部分は掘削の予定」と書き込む(土砂の堆積を表示していると思うので整備計画の方向を示す意味で記入する方がよい)。【24、79にも関連】</p>	岡田委員	未	未	
53	下流部築堤区間	修文意見書(7/12)	<p>〈P18 ③ 高潮対策 追記修正〉</p> <p>タイトルを「③ 高潮・津波対策」に修正。</p> <p>「また、近年頻発する傾向にある大地震により、津波が河川を逆流する現象が各地で報告されている。大阪湾に海洋から津波は到達しないとされるが、大阪湾岸の淡路島を震源とした阪神淡路大震災が発生したことや、紀伊半島や東南海地震などに備えた津波に対する対策も検討しておく必要がある。」を追記</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>高潮に加えて津波についても備える必要があるのではないかと。</p>	佐々木委員	【第105回運営委員会で議論済】	なし	A
54	下流部築堤区間	修文意見書(7/12)	<p>〈P18 ④ 排水ポンプの運転調整〉</p> <p>大雨の際に下水が生放流されることがある現状を追記する。</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>武庫川下流部における内水被害への対応策として、大雨が降った際にはポンプ場からの排水強化が行なわれ、ポンプ場から武庫川本川に下水の生放流が行なわれることがあることを記述する。</p>	佐々木委員	未	未	B
106	下流部築堤区間	修文意見書	<p>〈p18 ③高潮対策 追記〉</p> <p>③高潮・津波対策</p>	奥西委員	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		(7/28)	高潮に対する堤防等の整備は、昭和 25 年 9 月のジェーン台風、昭和 36 年 9 月の第二室戸台風などの高潮被害を契機に、河口から潮止堰までの約 2.6km の区間で、昭和 37 年度より高潮対策事業に着手し、平成 12 年度に完了している。 <u>南海地震・東南海地震による津波が今後 30 年程度以内に来襲することは不可避とされている現在、津波対策を早急に策定する必要がある。</u> 〔意見追加の理由〕 修正案に記載				
107	下流部築堤区間	修正意見書 (7/28)	〈p18 ④排水ポンプの運転調整 3、4 段落目 修正〉 このため、地元市や下水道管理者等と協議し、洪水時のポンプ排水について合理的な運転調整方法を定め、 <u>昭和 36 年 6 月 27 日洪水に対しても内水災害が発生しないようにしていく必要がある。</u> なお、県の流域下水道の中継ポンプ場については、堤防の決壊等の危険が切迫した緊急時には、河川管理者の指示により、緊急避難措置として、排水ポンプの運転を停止することとしている。 〔意見追加の理由〕 破堤対策は本整備計画に記載の堤防強化による。内水を氾濫させて堤防を守ると言う方法は採るべきでない。	奥西委員	未	未	B
124	下流部築堤区間	修正意見書 (7/28)	〈p42 ①下流部築堤区間(河口～JR 東海道線橋梁下流) 末尾 追加〉 <u>平成 16 年に発生した 2,900m³/s の洪水を安全に流下させることが出来ない区間では整備計画期間の前期に河道対策を実施する。</u> 〔意見追加の理由〕 整備計画の前段階の整備について既に触れているので、その具体的実現の記載は不可欠。	奥西委員	未	未	B
72	下流部掘込区間	修正意見書 (7/12)	〈P38 ② 下流部掘り込み区間 追記〉 タイトルを「② 下流部掘り込み区間及び支川」に修正し、宝塚市のハザードマップで最も浸水深が深いとされるゾーンに隣接する大堀川の整備目標について記述する。 〔意見追加の理由〕 たびたび減災対策推進会議で問題となった宝塚市のハザードマップにおいて浸水深が最も深いとされるゾーンに隣接する大堀川の整備目標については明確に整備の目標を提示すべきである。	佐々木委員	未	未	B
50	下流部掘込区間	修正意見書 (7/12)	〈P16 イ 下流部掘込区間 2 段落目 修正〉 特に家屋の多い 「宅地開発が進んだ」青葉台地区が… 〔意見追加の理由〕 「特に家屋の多い青葉台地区」という表現は、住宅密集市街地であるかのようにとれることから、「宅地開発が進んだ青葉台地区」	佐々木委員	未	未	B
78	下流部掘込区間	修正意見	〈P43,44 ②下流掘込区間 ③ 中流部 表現法の検討〉	佐々木委	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		見書(7/12)	いずれも「当面は」という表現であるが、当面とはどれ位の期間を指すのか曖昧である。 〔意見追加の理由〕 表現が曖昧で今ひとつである。	員			
117	下流部掘込区間	修正意見書(7/28)	〈p38 ②下流部掘込区間(仁川合流点～名塩川合流点) 削除〉 当面は、平成16年台風23号で浸水被害の生じた生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区について、生瀬大橋下流の整備済区間と同水準の流量(1,900m³/s)を安全に流下させるとともに、平成16年台風23号(生瀬地点2,600m³/s)による再度災害を防止する。 〔意見追加の理由〕 ここは整備計画の目標を書くところである。他の計画の目標を書くのは混乱のもとでしかない。	奥西委員	未	未	B
125	下流部掘込区間	修正意見書(7/28)	〈p43 下流部掘込区間(仁川合流点～名塩川合流点) 修正〉 掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対する護岸の整備やパラペット等による溢水対策を行う。 <u>河道分担量は生瀬大橋で2700m³/sとする。またパラペットを有する区間は築堤区間として管理する。</u> 当面は河川整備期間の前期に、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量(1,900m³/s)を安全に流下させるため、河道拡幅、河床掘削等を実施する。この区間では引き堤をおこなうことになるため、まちづくりの観点も入れて計画・実施する。 〔意見追加の理由〕 整備目標を明記する必要がある。整備計画では引き堤を行わないことが原則であるが、ここは例外であるから田村委員の意見にしたがい、まちづくりの観点を導入する。	奥西委員	未	未	B
24	中上流部及び支川	運委発言104	各支川横断図に地名を入れた方がよい。	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修正を検討します。	あり(P42)(P43)(P45)	B
40	中上流部及び支川	修正意見書(7/12)	〈p4 河川の概要〉 「波賀野川、波豆川、大池川、波豆川、荒神川、大堀川、天神川」を追記する。 〔意見追加の理由〕 河川整備を実施する支流については記載した方がよいと考える。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえて、一次支川を追記します。	あり(P4)	B
		修正意見書(7/28)	1 〔具体の修正案〕 荒神川、 <u>逆瀬川、大堀川</u> 、天神川 〔意見追加の理由〕 上流からの順番が違う	伊藤委員	未	未	
51	中上流部及び支	修正意見	〈p17 ウ 中流部 行間修正〉	佐々木委	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
	川	見書 (7/12)	最終行の行間を他の行間と統一する。 〔意見追加の理由〕 行間ミス	員			
52	中上流部及び支川	修正意見書 (7/12)	〈p17 エ 上流部及び支川 追記〉 未審議につき未修正 〔意見追加の理由〕 上流域の現状と課題として水田の自然湛水を記述すべきである。	佐々木委員	未	未	B
79	中上流部及び支川	修正意見書 (7/12)	〈p45 図 4.1.7～図 4.1.16 に追記挿入〉 どこの断面図であるのか明確にするため、〇〇付近という記述を河川名の跡に追記する。 〔意見追加の理由〕 整備計画達成目標年次までに水位上昇がもたらす影響を認識しておく。	佐々木委員	横断図が示す概ねの箇所を地域住民に分かりやすくするという趣旨で修正を検討します。	あり (P45)	B
81	中上流部及び支川	修正意見書 (7/12)	〈p49 表 4.1.2 確認追記〉 確認事項 大堀川の整備内容に、宝塚市のハザードマップで浸水深が最も深い向月町・鶴の荘付近のパラペットの嵩上げは含まれないのか。 〔意見追加の理由〕 含まれない場合は、嵩上げ等何らかの対策を盛り込む。	佐々木委員	【第105回運営委員会で議論済】	なし	A
105	中上流部及び支川	修正意見書 (7/28)	〈p17 ウ 中流部(名塩川合流点～羽束川合流点) 追記〉 早期に再度災害防止を図る必要がある。 <u>パラペットを今後も維持して行く場合、その区間については築堤区間としての取り扱いとする。</u> 〔意見追加の理由〕 計画高水位が地盤高よりも高くなる場合は、当然築堤区間となる。関連して必要な他の部分の修正については省略している。	奥西委員	未	未	B
118	中上流部及び支川	修正意見書 (7/28)	〈p38 ③中流部(名塩川合流点～羽束川合流点) 2段落目 削除〉 当面は、近年浸水被害が生じた平成16年台風23号(武田尾地点2,400m³/s)による再度災害を防止する。 〔意見追加の理由〕 この部分は目標を述べたものではないので削除(当面の改修計画は別項にしかるべく書かれており、不要な重複になっている)	奥西委員	未	未	B
119	中上流部及び支川	修正意見書 (7/28)	〈p38 ④上流部(羽束川合流点～本川上流端)及び支川 修正〉 ④上流部(羽束川合流点～本川上流端)及び支川 整備水準は原則として戦後最大洪水とし、戦後最大洪水流量を安全に流下させることを目標とする。 <u>三田市の相生橋では740m³/sを安全に流下させることになるが、この目標はすでに達成されている(現況流下能力は900 m³/s)。本流上流端の岩鼻橋では110m³/sを安全に流下させる。</u>	奥西委員	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			〔意見追加の理由〕 支川については別項とする方が分かりよい。余計な修飾は削除し、目標を正確に記述。				
120	中上流部及び支川	修正意見書 (7/28)	<p>〔p38 ④上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川 修正〕</p> <p>④の一部を⑤として新設</p> <p>⑤支川</p> <p>整備水準は原則として戦後最大洪水とし、戦後最大洪水流量を安全に流下させることを目標とする。ただし、最上流部の篠山市域を流れる武庫川及び波賀野川では、戦後最大洪水は平成 8 年 8 月洪水であるが、直下流の整備済区間の流下能力を考慮し、戦後第 2 位の昭和 36 年 6 月 27 日洪水流量を安全に流下させることを目標とする(表 3.3.2)。 (表の「武庫川及び真南条川」は「真南条川」とする)</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>目標値を例外的に戦後第 2 位とするのでここに限り「原則として」の文言が活きる。</p>	奥西委員	未	未	B
126	中上流部及び支川	修正意見書 (7/28)	<p>〔p44 ④上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川 修正〕</p> <p>④上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川</p> <p><u>岩鼻橋地点と相生橋地点での目標流量(それぞれ 110 および 740m³/s)を安全に流下させるため、現況流下能力が不足している区間では河道拡幅と河床掘削をおこなう(図 4.1.15; 施工位置は図 4.1.6、目標流量は表 3.3.2 に示す)。</u></p> <p>⑤支流の法定河川区間</p> <p>それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う(図 4.1.7～16; 施工位置は図 4.1.6、目標流量は表 3.3.2 に示す)。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>本川上流部と支川での河川整備は別の図に示されているので、分けるのが自然。目標流量を明記。図 4.1.15 は本流につき、他と分ける。離れたところにある表は必ず文章中に引用する必要がある。</p>	奥西委員	未	未	B
8	堤防強化	⑤ 37	<p>堤防強化推進における課題を明記し、解決に向けた方向性を記す。</p> <p>説明を総合すれば、堤防強化推進における課題は、①付近住民との景観上の合意形成、②対越水型の堤防強化技術の未確立にある。2 点とも河川管理者のみの努力で解決を見るものではないため、課題共有のために計画に課題を明記し (p17)、今次計画では解決の方向性を示す (p46)。</p>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P17) ※但し①「合意形成上の課題」は検討中	B
		修正意見書 (7/12)	1 <p>〈P17 堤防強化〉(追記)</p> <p>安全度の低い 4.4 km における湾曲部の堤防法面に展開する密集市街地指定区域については、国土交通省による重点密集市街地に指定される際に向けて、次のステップとしてさらに安全性の高い補助スーパー堤防としての整備の可能性を検討する必要がある。</p>	佐々木委員	未	未	C

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			<p>〔修正の理由〕</p> <p>下流築堤区間で最も安全度が低い4.4kmの区域内の湾曲部である堤防法面上に密集市街地に指定されている地区が展開していることは大きな課題である。この実態については、第2節の現状と課題の章の「ア 下流部築堤区間 (P.15)」「②堤防強化(P.17)」の項にも記載し、当該堤防強化の箇所を追記しておくべきである。今期の堤防強化ではドレーン工法等の浸透対策や護岸工による侵食対策、巻提等の対策の実施で対応し、手当てしておくにしても、重点密集市街地の整備事業が行なわれる際には同時に補助スーパー堤防化することによって下流域の最も危険な箇所の安全度を今ある技術の中での最高レベルにすることができる。</p>				
①	堤防強化	県修文	—	—	第57回流域委員会において、3名の委員から、耐越水堤防について意見書が出されました。これに対して、「耐越水型堤防ではありませんが、越流に対して少しでも堤防を粘り強くする「巻堤（ブロック等で堤防を被覆する工法）」についても検討します」と回答しました。このことを踏まえて加筆修文します。 またこれに伴い、文章構成についても修文します。	あり (P39) (P46)	B
		修文意見書 (7/12)	1 (P39 ⑤下流部築堤区間及び支川の堤防強化) 「洪水に対して少しでも堤防を粘り強くするための工法・・・」 →「・・・対しても、破堤に耐えうる堤防強化工法に・・・」 〔修文の理由〕本文は将来的予測を表現(努力目標) 【9】の修文にも関連	草薙委員	未	未	
		修文意見書 (7/12)	2 (P.46 堤防強化) (最終段落の次の段落として追記)なお、安全度の低い4.4km区間の湾曲部における堤防法面上に展開する密集市街地指定区域については、今後、国土交通省指定の重点密集市街地に順次指定された際に、流域市および都市部局との連携により補助スーパー堤防化していけるよう準備を進める。 〔修正の理由〕 下流築堤区間で最も安全度が低い4.4kmの区域内の湾曲部である堤防法面上に密集市街地に指定されている地区が展開していることは大きな課題である。この実態については、第2節の現状と課題の章の「ア 下流部築堤区間 (P.15)」「②堤防強化(P.17)」の項にも記載し、当該堤防強化の箇所を追記しておくべきである。今期の堤防強化ではドレーン工法等の浸透対策や護岸工による侵食対策、巻提等の対策の実施で対応し、手当てしておくにしても、重点密集市街地の整備事業が行なわれる際には同時に補助スーパー堤防化することによって下流域の最も危険な箇所の安全度を今ある技術の中での最高レベルにすることができる。 【9】の修文にも関連	佐々木委員	未	未	C
35	堤防強化	修文意見書	新たな章への検討課題項目である既存ダム、新規ダムに加えて堤防法面の重点密集市街地整備を兼ねた補助スーパー堤防の検討を記載すべきである。…審議されていない	佐々木委員	未	未	C

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		(7/12)	ため未修文 〔意見追加の理由〕 いずれ訪れる重点密集市街地への指定により、堤防法面は整備されることになる。このチャンスを生かして最も安全度の低い堤防を手当すべきである。従来の密集市街地整備事業のほかに河川防災ステーション、道の駅、阪神電鉄の架け替えや阪神武庫川駅周辺の中心市街地活性化事業や国道2号線の架け替え等、可能性のある多角的な整備事業の組み合わせを協議の上、本文に記載しておくべきである。				
5	堤防強化	流委発言⑩	堤防の樹木の取り扱いについては、後日提出する意見も含めて修文の検討をしてほしい。	中川委員	未	未	B
6	堤防強化	運委発言102	堤防強化のため、ドレーン工法をするにあたって、堤防の樹林とどう折り合いをつけるかを計画に書き込む必要がある。	田村委員	未	未	B
7	堤防強化	論点意見書16	耐越水型堤防の実証的技術確立が急がれていることを課題として認識(明記)した上で、それに基づき国・研究機関に対して早期の実証的技術確立の努力を求めて頂きたい。また、修文までは求めないが、常に新しい技術の活用を視野に入れておく姿勢を持ち続けて欲しい。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P17)	A
8	堤防強化	論点意見書16	巻堤の検討は大いにやって頂きたい。ただ、一般的な巻堤をそのまま築堤区間に持ち込むのは景観上の課題も容易に想像できるので、技術的工夫に挑戦して欲しい。具体的な区間は今後の検討に委ねざるを得ないが、減災対策検討会で私から提案した市街地側のリスク評価の考え方も念頭において検討できないか一考願いたい。堤防そのもののリスク要因としては、橋梁、旧河道箇所等さまざまな要因があり、それらと市街地側のリスクとの複合的なリスクの観点である。このこと自体は減災対策の今後の課題でもあるが、超過洪水対策としての越水対策を考えるのであるから、巻堤の検討時には市街地側との関係を含めて検討して頂きたい。修文としてはこれらを踏まえ、もう少し強く表現できないか。	中川委員	未	未	B
9	堤防強化	論点意見書16	堤防強化工事を実施する際に、既に説明されているようにH.W.L.までの対応で一律限定するのではなく、可能な箇所については堤防天端までの実施を頂きたい。具体的には、遮水シート等をH.W.L.を上端とするのではなく、堤防天端までの施工を検討・実施されたい。この趣旨での原案の修文が可能であれば対応されたい。(最低限、実施時の詳細として引き継いで頂きたい)。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P39)(P46)	B
		修文意見書(7/12)	1 <P46ページ ⑤下流部築堤区間の堤防強化> 7/12案：・・・越水対策の実施についても検討する。 修文案：・・・越水対策の実施について検討し、技術的に可能なものから実施する。(「も」の削除と「実施する」で終る文章) 〔修正の理由〕 「検討する」で終る文章では修文前より後退した印象を与える。実際には、計画高水	中川委員	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			位以上の浸透対策、浸食対策、越水対策が明記され充実したのであるから（この点は十分評価している）、なおさら、後任者がこの意図を正しく理解できるようにして頂きたい。				
10	堤防強化	論点意見書 16	原案46ページの図4.1.17で「施行の場所」が示されている。堤防強化検討区間（赤色の線）として全区間が示されているが、この本文に“堤防強化検討区間”に相当する表記がないために本文と図の対応関係が一読ではわからない。委員会で県から何度も明言されている「築堤区間全区間14.4kmを対象とした堤防強化の実施」が一読してわかる記載に改めて頂きたい。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり(P46)	A
11	堤防強化	論点意見書 16	「所定の目標となる基準安全率を満足すべく10年を目標に実施する」（第61回答弁）旨は了解しているが、「安定計算の信頼性」の問題として指摘（「河川堤防」中島秀雄、2003年）されるように、安全率はあくまでも目安であって絶対視できる性質の値ではない。ひとまず浸透による安全度が1.2を下回る区間4.8kmを優先実施し、その後侵食・浸透に対する対策を実施するとして（ここまです10年を目標）、その次の段階で、14.4kmで武庫川においてはどの水準を目指すべきか、どの水準が社会的に求められる安全性に相当するのかを常に考えながら施工を進めて頂きたい。この趣旨が、例えばモニタリングの項の記載に含意されているのであれば修正までは求めないが、この点は次期整備計画に向けての検討課題の一つでもあることを認識して頂きたい。	中川委員	未	未	B
12	堤防強化	論点意見書 16	堤防強化によって誤った安心感を地先住民に与えないで欲しい。堤防強化の工事をするからもう安心、という間違ったメッセージ発信は絶対にしないよう心がけて頂きたい。むしろ、堤防の安全性向上には常に努力を要するのだと、堤防強化のタイミングを減災メッセージの発信機会として活かして頂きたい。（本項は、具体的な修正指摘箇所はない。趣旨から必要を認めれば修正されたい。修正しない場合でも実施段階へ継承頂きたい。）	中川委員	未	未	B
13	堤防強化	論点意見書 16	3、堤防強化の課題修正への具体的提案（第60回資料4-1の37番について） <整備計画原案> 前述の「徹底的な情報公開と説明責任」「工夫と技術の研鑽と蓄積」をどのように果たすかの具体的方法論を踏まえた方向性の明記が、原案には必要である。下記に提案する具体的方法論は方向性の明確なイメージづくりのための提案であり、これら具体名が整備計画に記載されるというよりはこうした具体策を前提イメージとした方向性を明記することを求める。 （1）樹木伐採理由と整備イメージの具体的で丁寧な説明の実施 （2）武庫川堤防樹木管理指針（仮称）の試作・運用 （3）堤防強化の必要性の丁寧な説明 （4）現地での説明揭示 <推進計画（県原案）> （1）減災対策として各基礎自治体での整合性の検討	中川委員	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
14	堤防強化	論点意見書 19	西宮市等にとって武庫川の緑地帯は都市計画上も景観形成上も、市民生活にとっても重要な資源である。 そのため堤防強化工事に先立ち、①堤防上の緑地について現況調査、景観形成上の評価分析の実施②緑地環境に関わる自然環境調査の実施③市民及び専門家参加による調査結果及び評価をもとにしたWSの開催と工事原案に対する評価と代替案の作成④工事概要の周知徹底⑤工事中のモニタリングなどを行う必要がある。このような基本的内容を整備計画原案の中に盛り込み修正する必要があると考えます。	田村委員	未	未	B
15	堤防強化	論点意見書 19	潮止堰を早期に撤去し魚類等の移動の連続性確保、干潟の創出などがはかれるよう急いでほしい。またその前に下流部築堤区間に関する環境影響調査と評価を実施されたい。このような内容について整備計画策定後実施する旨記述願いたい。	田村委員	未	未	B
20	堤防強化	運委発言 104	P46のドレーン工法の図面の樹木については、現場の状況を踏まえたものにすべき。	田村委員	未	未	B
21	堤防強化	運委発言 104	P46のドレーン工法の図面の下に、工法の説明を追加すべき。	川谷委員	未	未	B
22	堤防強化	運委発言 104	資料編の中に、工事後の樹木や景観の状況が変わるのか分かるようなものをいれてほしい。	土谷委員	未	未	B
23	堤防強化	運委発言 104	「高水敷きや堤内地の樹木に関して工事にあたっては十分配慮して維持に努める等」本文に記載すべき。	田村委員	未	未	B
25	堤防強化	修正意見書 (7/12)	原案 p. 39 (上3行の次に追加) ⑥潮止堰撤去に伴う外海からの津波、高潮による影響の検討 潮止堰撤去に伴う外海からの新たな津波・高潮外力が下流部築堤区間および堀込区間の堤防や掘削断面に及ぼす影響を検討し、対策の目標を基本的に見直す。 〔意見追加の理由〕潮止堰撤去を原案に入れる以上、新たな外力となる高潮・津波による防災のあり方を検討するのは当然のことである。	村岡委員	【第105回運営委員会で議論済】	なし	A
34	堤防強化	修正意見書 (7/12)	堤防の景観として審議が集約されていないことから未定。 〔意見追加の理由〕 河口から宝塚までの武庫川の堤防に残るマツの風景は、かつて浮世絵に描かれたり文豪が句を詠んだり歴史ある武庫川の景観の一要素であるとともに、昔の水害防備林であった可能性がある。西宮の浜から夙川～芦屋の浜にあった松林はかつて潮害防備林(防潮林)であったものが河川に沿って水害防備林になったのではないかという説もあり、詳しく調査してみたいと思うが、古来受け継がれてきた重要な景観の要素であり、保全すべき遺産のひとつであると考えます。	佐々木委員	未	未	B
121	堤防強化	修正意見書 (7/28)	〈p.39 ⑤下流部築堤区間及び支川の堤防強化 修正〉 ⑥下流部築堤区間及び支川の堤防強化(本川:南武橋～仁川合流点、支川:天王寺川、天神川) 武庫川下流部の築堤区間及び沿川が市街化した天井川である天王寺川、天神川におい	奥西委員	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			て、計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して <u>十分な安全性を確保するよう努める。</u> 〔意見追加の理由〕 ④の新設により番号変更。「十分な」は達成し得ない目標に付き削除修正。				
9	既存ダムの活用	⑤ 63	<p25 22 行>千苺ダムの洪水期ゲート全開運用の運用開始時期の明記	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P25)	A
10	既存ダムの活用	⑥ 49	<p2 18 行>千苺ダム・新規ダムの建設は・910m ³ /sの確保に向けた選択肢であるが、→ 選択肢の <u>ひとつ</u> であるが <u>ひとつ</u> を挿入する。千苺ダム・新規ダムだけが選択肢のすべてであるように読めてしまう。	中川委員	千苺ダムの治水活用と新規ダムの建設は、基本方針における洪水調節施設の分担量である910m ³ /sの確保に向けた選択肢であることは、誤りではないと考えていますが、その他に選択肢が無いとの誤解を与えるのであれば、修文を検討します。	あり (P2) (P34)	A
		修文意見書 (7/12)	1 千苺ダムの積極的な活用は多くの困難な問題があるにしても、今後継続検討してゆくべき価値のある課題であって、ここで中断させるべきではない事を提案する。 〔修正の理由〕 千苺ダムの継続検討を提案する。	岡田委員	未	未	C
④	既存ダムの活用	流委発言②	県のほうでも、これまでの既存ダムの議論を踏まえて、どういう修文の可能性あるかということを考えていただきたい。	委員長	未	未	B
③2	既存ダムの活用	修文意見書 (7/12)	千苺ダムの治水活用については継続検討の扱いでよいが、検討課題あるいは検討項目をもう少し具体化して、それをどこかに挿入できないか。 継続検討の扱い事項が多く出現し、しかもそれらの記述が長くなることは、ここに明確化した整備計画の目標、内容、それを達成するプロセスなどを弱めないか、また、先送りする印象を与えないかなど考えざるを得ないところもあるが、地球温暖化や社会の変化など変化の時代をふまえると、継続検討を絞って、かつ、いくつかのキーワードで検討項目を付記することは整備計画策定にあって許されるものではなかろうか。 そういう意味で千苺ダムの治水活用について考えてみた。 法的な基盤にてらして既存不適格(?)を改善する。 既存施設のストックを活かすとともに、その能力をできるだけ幅広く引き出すことを旨として、治水容量の確保と容量再編成も可能とすべく、ダム再開発事業として位置付けられないか。 そのためには神戸市との調整・協議を含め、たとえば、 ・ 渇水リスクの存在とその軽減を図る方策 ・ 治水容量の規模と予備放流方式の検討、そのためのデータ収集と可能性検討 ・ ダム本体のゲートおよび既設洪水吐の構造的改造、そのための技術的検討及び事業費の検討 ・ それに伴う環境調査および付加的機能として下流河川の環境改善	池淵委員	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業中の代替水源と水融通 ・ 事業費とその分担とあわせ、受水市町の水道料金を含めた合意など。 				
37	既存ダムの活用	修正意見書 (7/12)	<p>〈P2 千苺ダムの治水活用や新規ダム建設の課題〉</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>千苺ダムの課題は「最近の少雨化傾向を…合意形成に」の記述のみが挙げられているが、課題はこれだけに限られるのか。</p>	佐々木委員	未	未	B
38	既存ダムの活用	修正意見書 (7/12)	<p>〈P3 洪水調節施設の継続検討〉</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>「計画上の取扱いについて検討する。」の表現では一般住民には何のことか理解できない。</p>	佐々木委員	未	未	B
55	既存ダムの活用	修正意見書 (7/12)	<p>〈P18 ⑤ 洪水調節施設の整備 追記〉</p> <p>現状として、丸山ダムがこれまでに運用してきた事前放流が治水への活用につながっていたことや母子大池が青野ダムの利水と関わってきたことを追記する。…まだ審議していないので未修正</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>洪水調節施設が治水・利水に関わってきた現状を記述しておくことが望ましい。</p>	佐々木委員	未	未	B
80	既存ダムの活用	修正意見書 (7/12)	<p>〈P48 ② 青野ダムの活用〉</p> <p>上流のため池である母子大池が利水容量の補填にどれほど貢献することが可能であるのかを放流可能量を含めて確認の上、利水容量の補填を目指した連動について追記する</p> <p>⇒未審議であることから未修正</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>既存ダムと連動可能なため池を駆使し、極力支流の水は支流で治め、本川と支川のバランスがとれるよう努力することにより、支流でのゲリラ的な集中豪雨に対応する。</p>	佐々木委員	未	未	B
(5)	既存ダムの活用	整理表 ㉓	千苺ダムの既存不適格の問題については、34年放置されており、ダムの安全性に不安を生んでいるため解消が必要である。そのための対策を盛り込む必要があるのではないか。	—	未	未	B
109	既存ダムの活用	修正意見書 (7/28)	<p>〈p25 (1) 正常流量の確保 末尾 追記〉</p> <p>洪水期にゲートを全開にして貯水位を下げる運用を行っている。<u>しかし、千苺ダムの設備は必ずしも現基準には適合しておらず、整備計画期間中に是正することが必要である。</u></p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>修正案に記載の通り。</p>	奥西委員	未	未	B
(7)	遊水地	整理表 ㉓	武庫川上流浄化センターの更新工事が始まるまでにまだ10年以上ある。将来の検討課題として、もう少し遊水地を広げていく方向を計画の中に盛り込んでおくことが必要ではないか。	—	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
11	流域対策	㊦ 76	「表 2.2.1 開発行為の規則と森林整備の推進に関する施策」の「規則」及び「施策」の前に「主な」を挿入する。(規則についても他法令もあり、森林整備についても他の施策がある)	加藤委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P20)	A
12	流域対策	㊦ 78	武庫川の上・中流域に占める森林の面積は広範囲を有し、総合治水に於ける森林の持つ水源涵養機能(貢献度)は諸要因の設定要素複雑で、数値化することは困難とされているが、「緑のダム」としてその機能は大きい。 ゆえに保水と流出抑制が持続的に確保される山づくりとして、森林が適性に管理運用するために、「県民緑税」が活用されていることの記載が好ましい。 (注) 本文 P54 にも記載があり重複するがあえて強調する。	草薙委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P19)	B
		修正意見書 (7/12)	1 (P19 ウ 森林の保全と公益的機能向上) ・・・遅れた人工林や一斉に広がる高齢人工林の・・・ 〔修正の理由〕「一斉に広がる」という表現は、年代的に古木化する高齢人工林が増加する意図を示すものと考えますが、一般県民には理解しにくいのでは。	草薙委員	未	未	
13	流域対策	㊦ 79 修	<p39 9行>流域市等と連携して、 <u>住民の理解</u> と → <u>森林所有者の理解</u> 森林の保全に必要なのは、森林所有者の理解(県民緑税の投入という点では更に県民の理解)。森林所有者でない周辺住民の理解は望ましいが必須条件ではない。最も大変な「住民の理解」を気安く使うものではないのではないか。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P39)	A
14	流域対策	㊦ 120 修	<p54 26行> <u>保水・貯留機能の保全の項、「里山林の再生」は目的が異なるので削除。</u> 県民緑税使用の里山防災林は妥当だが、「里山林の再生」は生物多様性の観点で実施されるもの。(ここでいう里山林の再生は雑木林伐採管理を意味すると思われる、それならば保水・貯留機能の観点では逆の作用になる)	中川委員	管理放棄された里山林は、常緑樹やツル植物、竹林の増加侵入により、林内が暗く、水土保持機能が低下しています。県が進める「里山林の再生」は、腐葉土等により森林土壌の発達が期待されるコナラ等の広葉樹を保全し、林内の光環境や多様性等を阻害する不要木を伐採する整備であり、保水・貯留機能向上が期待できるため、「里山林の再生」の記述も妥当と考えています。	なし	B
		修正意見書 (7/12)	1 原案 p54 「里山林の再生」の削除 推進計画 p6 「荒廃が進む里山林の整備」⇒「里山防災林」 〔修正の理由〕 森林が有する多様な機能を、河川計画においてどのように位置づけるかは、基本高水の議論とも関連して委員会前半の重要で大きな論点の一つであった。イメージによる議論ではなく科学的知見に基づいた議論をするために、河川工学と森林水文学の専門家を招いた公開勉強会(リバーミーティング特別企画)も設け冷静な審議運営に努めてきた。その結果として、森林に期待する洪水緩和機能と水源涵養機能は森林水文学の最新知見に拠っても科学的に明らかになっていないこともまだ多く、定量的な位置付けはもちろん、定性的にも河川計画上に位置づけることは相当に困難であることを共通理解としてきた経緯がある。樹種(人工林、雑木林)による相違を明らかにする知見も見当たらず、かろうじて、森林としての総量を減らさない努力と特に土壌流出防止の観点から人工林の適切な管	中川委員	未	未	

整理 番号	項目	意見 区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無 (該当頁)	整理 状況
			<p>理を定性的に位置づけ、今後の調査研究とデータ蓄積を提言することに留まらざるを得なかった。</p> <p>流域森林面積のうち大面積を占める雑木林（里山林）について水源涵養機能を目的とした適正な管理方法について科学的な知見は得られておらず、提言から4年経った現在の最新の知見でも得られていない。原案で「里山林の再生」を位置づけているのは「保水・貯留機能の保全」でこれは水源涵養機能を意味していると思われるが、水源涵養機能には森林の持つ蒸発作用と平準化作用がプラスとマイナスで作用しそのトータルの結果としてあらわれることから、伐採の有無と水源涵養機能の関係は単純な関係にはない。伐採によって水源涵養機能が単純に向上するのは、伐採しないと土壌が流出する場合に限られる。また、洪水緩和機能の点からは水消費型の森林であることのほうが有利であり伐採しないほうが有利になる（以上、森林水文学の知見）。従って、原案で期待しようとする水源涵養機能に対して、「新ひょうごの森づくり」で推進する「里山林の再生」を科学的根拠を持って説明することは極めて困難である。よって水源涵養機能を目的として原案に記載すべきではない。河川対策については河川工学に拠る科学的・技術的な一定の根拠に基づき示されていることからすれば、定性的範囲の記述とは言えこのような科学的根拠を欠いた記述を含めることは、原案全体のレベルを疑わせる。</p> <p>里山林の再生は、基本方針・環境に関する資料の記述にあるように「多くの県民が自然とふれあう場」や「利活用」あるいは生物多様性（県が主張するように光環境や生物多様性）といった機能を実現するために実施されていくものと解すべきである。</p> <p>県がどうしても「里山林の再生」を水源涵養機能に位置づけたいのであれば、森林水文学の知見に基づく科学的根拠を委員会に提示し説明する責任がある。また、その場合には、森林の機能を河川計画においてどのように位置づけるかに遡って議論し直すことになる可能性があることを踏まえて頂きたい（私は遡及する再審議を望みません）。</p> <p>なお、森林水文学の最新知見を含めて確認した上での意見であることを付記する。</p>				
15	流域対策	⑦ 85	<p>防災調整地の県設置基準の強化（流域独自規制の新設）</p> <p>各市が県の要綱を上回る規制を持っているため要綱の改定を要しない、とされるが、各市の規制は地方分権のもと各市独自の判断で緩和できる（例：尼崎市は工場立地法の工場緑地義務規制を独自に規制緩和した）。そのような規制に県が依存することは認められない。現在は、偶然各市基準が上回っているにすぎず、県は県として要綱自体を規制側に改定すべき。（p51、推進計画 p6）。</p> <p>県一律の要綱であるため規制が困難という課題に対しては、以下の方法で武庫川水</p>	中川委員	<p>本県の調整池指導要領は、河川管理者の行政指導です。行政指導は、法律で規定されていない分野に対して臨機の対応ができる反面、強制力を持たせることはできないといった課題があります。</p> <p>しかしながら、流域全体で流出抑制を図ることは、武庫川流域では必要なことと考えており、検討課題である旨修正について検討します。</p>	検討中	B

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			系独自での対応が可能(第3回減災対策検討会で提案済)。 (a) 防災調整池設置要綱の改訂 現行要綱の第5条に「整備計画」または「流域整備計画」の適用を明記する (b) 「武庫川流域整備計画」での規制 「整備計画」または「流域整備計画」で具体的な規制内容を検討、明記する。 恒久化の根拠もここに明記する。 なお、根拠の立論や私有財産への規制への考え方については提言までに提案済みのため割愛。				
16	流域対策	㊦ 86	防災調整地の恒久化・管理移管の明記または方向性明記 上記と同様の手法で、「整備計画」または「流域整備計画」での記載によって恒久化の根拠を持たせる。規制根拠の立論や私有財産への規制への考え方については提言までに提案済みのため割愛。 防災調整地の恒久化、管理移管を今後の検討課題とするなら、最低限、計画上に具体的な検討方向を示すべき。 更に、埋めてしまった防災調整池の扱いはどう考えるのか。(推進計画 p6 とも関連)	中川委員	85と同じです。	検討中	B
17	流域対策	㊦ 87	設置基準の見直し、廃止の禁止	伊藤委員	85と同じです。	検討中	B
②	流域対策	県修文	—	—	本文に記載した名称と写真のタイトルの名称が異なっているため修文します。	あり(P20)	A
56	流域対策	修文意見書(7/12)	〈P19 (2) 流域対策 3段落目の修正〉 …水難事故が発生し、平成21年5月には土木学会から雨水を一時的に貯留する流域対策などの必要性が提言されている。 〔意見追加の理由〕 文章を理解しやすくするために、文節を入れ替える。	佐々木委員	未	未	B
57	流域対策	修文意見書(7/12)	〈P19 ア 防災調整池の設置指導〉 県主動で防災調整池廃止の規制がなされておらず、各市の裁量により規制されていることから、同一流域内での規制に対する温度差があることの現状を追記。 〔意見追加の理由〕 現状としてきちんと記述することが望ましい。	佐々木委員	未	未	B
58	流域対策	修文意見書(7/12)	〈P19 イ 学校・公園での雨水貯留の取り組み〉 ・確認の上修正する 修正案…三田市の平川流域の学校・公園にはをはじめ各地で雨水貯留施設が整備されつつある。 〔意見追加の理由〕 なぜ、平川流域のみが記述されているのか。上記のように修正し、他に進められてい	佐々木委員	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			る貯留についても参考資料に一覧表を掲載することを注記する。				
59	流域対策	修正意見書(7/12)	<p>〈P20 エ その他の雨水貯留・浸透の取り組み〉 他市についても取り組まれているのであれば記述する。 〔意見追加の理由〕 宝塚市と三田市、尼崎市に限った記述になっているが、篠山市、西宮市、伊丹市、神戸市では何も取り組まれていないのか。取り組まれていないのであれば半分に近い市で取り組まれていることを追記した方がよい。</p>	佐々木委員	未	未	B
73	流域対策	修正意見書(7/12)	<p>〈P39 2 流域対策〉 …未審議につき未修正 〔意見追加の理由〕 甲武橋地点での効果量 30 m³/s の内訳を明記すべきである。とくに、流域の特性であるため池と上流域の水田については、クローズアップできるようさらなる努力が求められる。ため池は、支流単位でのバランスを意識し、特にダムと利水上で連動可能なものを優先的に整備することが望ましい。</p>	佐々木委員	未	未	B
82	流域対策	論点意見書 25	<p>【修正】 最低限、推進計画 p6 の第 2 節 3 項水田の項に記述 「水田での雨水貯留による農業被害について対応可能な制度等を検討する。」 第 2 節に 5 項を新設し以下を記述する。 「5 流域における対策のための基金等に関する事項 水田での雨水貯留等、流域全体で取り組むべき課題に対処するため、流域全体での基金の創設等について検討する。」 【理由】 <u>現状の農業者の理解や諸制度の制約などの課題を現実的に評価するとその判断はやむを得ないとしても、課題の解決方向の記述なくしては、20 年後も何の進捗も期待できない。課題の解決には、農業者が参加できる仕組みが必須であり、そのための制度設計の検討は不可欠である。</u>最低限、提言で求めた「流域災害基金の創設」を検討することを方向性のひとつとして記述することを求める。 本項は、水田での雨水貯留に限らず流域対策全般を意味しており、流域各市と県の間で議論となっている費用負担と受益の関係のひとつの解決策の方向性も含んでいる。</p>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	未	B
83	流域対策	第 64 回資料 5	<p>【修正】 最低限でも、課題解決の方向性を減災対策として記述する。 【理由】 提言書から求め続け、減災対策検討会でも再び具体的に提案したとおり、<u>防災調整池の設置基準強化、および、防災調整池の恒久化に対する、少なくとも減災対策としての具体的な方向性の明記を求める。</u>防災調整池を高水処理計画に含めた記述(流域対策としての記述)が理想であるが数値を伴う記載が困難であるとしても、方向性明記</p>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			は必須と考える。				
92	流域対策	修正意見書 (7/28)	武庫川水系河川整備計画(原案)のp51 (1)6行目 甲武橋基準点において30m ³ /s これだけでは、どのくらいの量なのか市民にはわからないので、(注)として「想定整備箇所 学校・公園75箇所 溜池31箇所」を記載してください。整備計画は法定図書なので、変動する箇所数は記載できないのならば、以下のような目安を記載してください。 目安 学校・公園(水深30cm)だけであるとすれば ○○箇所、溜池(○m ² のもので水深1m)だけであるとすれば○○箇所	土谷委員	未	未	B
93	流域対策	修正意見書 (7/28)	武庫川水系河川整備計画(原案)のp51 (2)9行目 その他雨水貯留・浸透の取り組みは 以下のように語句を挿入してください。 「その他雨水貯留(駐車場貯留・各戸貯留等)・浸透(透水性舗装等)の取り組みは」	土谷委員	未	未	B
94	流域対策	修正意見書 (7/28)	武庫川水系河川整備計画(原案)のp51 (3)最後の文に付け加える。 流域対策の対象施設からはずされている母子大池や私立学校も検討すべきだ という意見が他の委員から出されています。20年間には基本方針の流域対策施設抽出条件に適合しない施設が候補にあがる可能性があります。そこで、以下の文を最後の行に付け足してください。 「なお、基本方針の治水に関する資料に記載された流域対策施設の抽出条件に適合しないものも効果が発現できるものについては「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」において検討する。」	土谷委員	未	未	B
130	流域対策	修正意見書 (7/28)	〈p51 2 流域対策 下から2段落目 修正〉 〔具体の修文案〕 さらに、 <u>水田はその存在自体が流出抑制効果を発揮するため、各種補助事業の活用を図りながらその保全と整備に努めるとともに、モデル事業で実現可能性を検討している貯留効果の増強を促進するよう努める。その他公共施設での貯留・浸透施設の設置等についても促進するよう努める。</u> 〔意見追加の理由〕 p.51 下から5~7行を上記のように修正する理由は、水田の貯留・浸透等の流出抑制効果を河川整備基本方針での流出計算で相当に評価している点について、整備計画でも分かりやすく表現して、水田の保全が重要であることを明記しておく必要がある。また、保全・整備に関しては数多くある補助事業を活用して、県費支出を軽減する。	畑委員	未	未	B
131	流域対策	修正意見書	〈推進計画 p6 3 水田への雨水貯留 修正〉 〔具体の修文案〕 3 水田への雨水貯留	畑委員	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		(7/28)	<p>・・・協力を得たうえで水田貯留に取り組んでいく。<u>なお、武庫川河川整備基本方針での流出計算で評価しているとおおり、水田による流出抑制効果は大きく、水田の保全・整備も引き続き進めていく。</u></p> <p>〔意見追加の理由〕 水田貯留の増強に取り組むだけでなく、水田面積の減少が治水ほかに及ぼす影響は大きく、水田を維持できる総合的な施策が求められる。そのためには、各種補助事業も活用しながら、県独自の構想をもって水田の保全・整備に努めていく必要がある。</p>				
134	流域対策	修正意見書 (7/28)	<p>〈p51 2 流域対策 1 段落目末尾 追記〉 〔具体の修文案〕 <u>なお、「武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）」の審議は公開とし、流域住民の意見も取り入れながら計画を策定する。</u></p> <p>〔意見追加の理由〕 流域対策は市民と協働して行うものなので、出来上がった計画をフォローアップ委員会でチェックするだけでなく、計画の段階から市民の意見が取り入れられるべきだからです。例えば、三田市のある地区では放棄田が山のふもとに並んでいるので、そこを掘って治水目的として使うと同時に山から猪が来るのを防ぐ堀としての機能を持たせるといようなアイデアは地元住民でないと思いつきません。</p>	土谷委員	未	未	B
18	減災対策	⑤ 99 修	〈p23 表 2.2.3〉既設の街中浸水深表示板（ex. 阪神北県民局前の看板）も記載してはどうか。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P23)	A
19	減災対策	⑤ 94 修	〈推進計画 p7 22 行〉、ツール整備の項、・・・活用方法について検討する→検討し活用する。（行政の“検討する”は“検討するが活用しない”ことが多いため）	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (推進 P7)	A
20	減災対策	⑤ 95 修	〈p39 12 行〉減災対策には必ず方針の目標「 <u>想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標</u> 」を明記する。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P39)	A
60	減災対策	修正意見書 (7/12)	<p>〈P22 ア 市の水防活動や避難勧告等の発令の支援〉 確認事項 水防活動に際し、流域 7 市あるいは他河川流域との救援・援護ネットワークの有無を記載する。</p> <p>〔意見追加の理由〕 水防活動において、流域 7 市もしくは他河川流域との救援ネットワークなどが整備されているのかいないのか現状を記述する。</p>	佐々木委員	未	未	B
61	減災対策	修正意見書	<p>〈P24 ウ 水防体制の強化〉 連携強化に努めていることが記述されているが、どこがどのように連携しているのか</p>	佐々木委員	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		(7/12)	内容を記述する。 〔意見追加の理由〕 連携強化に努めているという記述だけでは仕組みや連携の概要の現状が把握できない。				
84	減災対策	論点意見書 25	<p>【修正】 開発と水害リスクのトレードオフ関係を明記し（原案 p52、推進計画 p9）、土地利用の規制誘導を記述する。</p> <p>【理由】 <u>基礎自治体の理解という課題があるとしても「改修途上河川における過渡的安全性」を確保する責務が河川管理者にはある。河川管理者の最低限の責務として、土地利用の規制誘導なしに安全性を確保することはできない、ということを基礎自治体及び住民に対して明言すべきである。</u></p>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	未	B
85	減災対策	論点意見書 25	<p>【修正】 原案 P52、減災対策の項において県が果たす（特に指導的）役割を明記</p> <p>【理由】 提言で求めた「浸水被害防止のための対策」を実効ある形として「武庫川流域総合治水推進計画（仮称）」に記載する必要がある。そのためには浸水想定区域に対する県と基礎自治体の役割分担を明確に記載すべきである。</p> <p>減災対策において、「河川管理者としての兵庫県」として、同時に「広域行政・統合行政としての兵庫県」として2つの立場からの果たすべき役割は、いまだ整理しきれていない。むしろ後者の立場は地方分権の進展に伴って、基礎自治体と県との関係が随時変わっていく（すでに変わってきている）と思われ、相対的に河川管理者としての役割の比重が増すものと思われる。県の行政権限の及ばない範囲を含む減災対策（危機管理を含む）の実施において「県の果たすべき役割は何か」は減災対策検討会でも課題として共有してきた。</p> <p><u>せめて整備計画原案に、①県が主体的に果たすべき役割において変化が生じていく可能性を認識し、②それらを整理し県としていかに取り組むかの方向性、は記載して頂きたい。</u></p>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	未	B
86	減災対策	論点意見書 25	<p>【修正】 災害リスク評価とその対応が課題であり（課題認識は原案 p21、推進計画 p7 で一応記述）、こうした課題を今後具体的にどこ（機会、場）でどのように検討していくかを明記。最低限でも検討の方向性を明確に記載。</p> <p>【理由】 リスクマネジメントの考え方に基づきその対応手段としての情報提供を重視したい。住民へのリスク情報提供という観点で、相対的なハイリスク区間の情報提供や</p>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			災害リスク評価の検討を課題として認識し進展を期して頂きたい。				
87	減災対策	論点意見書 25	<p>【修正】 ひょうご治山・治水防災実施計画の存在を記し（原案 p21 または p22）、この防災実施計画と連続した整合をとりつつ推進することを記載（原案 p52、推進計画 p7）。可能なら、防災実施計画終了後の扱いを記述。</p> <p>【理由】 地域防災計画との整合は推進計画 p7 に若干記載があるが、「ひょうご治山・治水防災実施計画」（平成 18 年 7 月兵庫県策定）については何も記載がない。この計画の存在を記し、連続的整合をとることは必須である。</p> <p>武庫川に関しては、①その資産規模等からこの防災実施計画での記載事項が県内他河川と比べて極めて重要であること、②減災対策を大きな柱とした整備計画であること、③整備計画を防災実施計画より遅く策定していること、から、<u>整備計画+推進計画から連続して防災実施計画に整合していくと位置づけるのが妥当である。</u></p> <p>しかし、この防災実施計画の計画期間は平成 27 年度までの 10 年間で策定されている。<u>整備計画期間内の早い段階で防災実施計画が終了することから、防災実施計画と整備計画+推進計画の位置づけを整理し、現防災実施計画の成果を更に発展させる方向で防災実施計画終了後の扱いについて整理頂きたい。</u>可能ならば、原案に防災実施計画終了後の武庫川での扱いについて記述して頂きたい。</p>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	未	B
88	減災対策	論点意見書 25	推進計画 p12 の参考資料の 1 の（1）の④「土地取引時の情報提供」は、減災対策検討会の議論では家屋を含んでいたが、この表現では汲み取れない。「土地・家屋取引時の情報提供」に修正されたい。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	未	B
89	減災対策	論点意見書 25	原案 p52 「河川監視カメラ画像の配信」は先行して実施済みと思われるが、対策としての記載でよいのか確認されたい。（なお、監視カメラ画像配信は有効なツールである。積極的に十分な PR を）	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	未	B
108	減災対策	修正意見書 (7/28)	<p>〈p24 ウ水防体制の強化の後 追記〉 <u>エ 土地利用の適正化</u>（項目を新設） 〔意見追加の理由〕 重大な項目漏れである。具体的修文は 7 月 21 日付中川意見書 2. 3 の趣旨に沿うべき。ここでは特に水害危険度の高い区域に人口と資産が集中している現状を述べ、どのような方法で解決すべきかを述べる。</p>	奥西委員	未	未	B
122	減災対策	修正意見書	<p>〈p39 3 減災対策 末尾 追記〉 <u>少なくとも人命損失は発生させないことを目標とする。</u></p>	奥西委員	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		(7/28)	〔意見追加の理由〕 抽象的表現だけでは目標がないに等しい。				
127	減災対策	修正意見書 (7/28)	〈p52 3 減災対策 追記〉 「3 減災対策」に(5)と(6)を追加 <u>(5) 減災のための合理的な土地利用への誘導</u> <u>(6) まちづくり計画とタイアップした減災対策の推進</u> 〔意見追加の理由〕 遺漏であると思われる。	奥西委員	未	未	B
133	減災対策	修正意見書 (7/28)	〈p35 3 総合的な治水対策の推進 2 段落目 追記〉 〔具体の修文案〕 …発生に備え、低水護岸や高水護岸の水衝部などの侵食・決壊から生ずる災害の起こりにくい築堤技術の研鑽に努めるなど、河川対策や流域対策… 〔意見追加の理由〕 近年の異常気象による集中豪雨では、いろいろな対策を実施しても堤防からあふれることを完全に防止することは困難と考えます。しかし、流水が激しく当たる水衝部は侵食により破堤につながる。このような現象を防止するための方策について、具体例を記述することで、住民は理解しやすくなると思います。	草薙委員	未	未	B
136	減災対策	修正意見書 (7/28)	〈p52 (4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える) 追記〉 〔具体の修文案〕 水害時に深い浸水深となる地域において、 <u>適切な土地利用誘導や上層階避難</u> … 〔意見追加の理由〕 減災検討会等で推進計画の「参考資料」にあるようになりかなり具体的に提案しており地元行政と協力して都市計画的対応を早急に図ることについて より強力な意思を表現すべきである。	田村委員	未	未	B
21	動植物の生活環境の保全再生	⑤ 113 修	〈p55 2行〉 p1の「 <u>河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮すること</u> 」を明記。環境2原則の根底にある考え方なので。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P55)	D
			〔修正の理由〕 住民にわかりやすい内容とするために、修正を行った方がよいと考える。ただし、環境に関する審議がまだ行われていないため、具体の修文案は、審議後に提案したい。 【③④にも関連】	浅見委員	未	未	
22	動植物の生活環境の保全再生	⑤ 114 修	〈p59 7行、p60 16行〉再生できない可能性があるため、その場合は、 <u>代償措置</u> → ・ ・ 可能性があるため、代償措置 ・ ・ 「その場合は」を削除。 再生できない可能性があるのだから代償措置は当然に採用する。また、日本語としても意味不明。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。	あり (P59) (P60)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
⑥	動植物の生活環境の保全再生	県修文	—	—	表題と文章の整合を図るため、修文します。 (「瀬・淵やワンド等」に統一)	あり (P60)	A
23	動植物の生活環境の保全再生	⑤ 119	3号床止での落差が大きくなるが、これに対して「生物移動の連続性確保に十分対処する」旨を、「第4章・第1節・1(1)① 下流部築堤区間」に追記する。	川谷委員	堰等の撤去に併せて、上流側の床止めに設置している魚道を改良することを、『第4章第3節1(2)①武庫川下流部築堤区間』P57 L29~32に記載しています。	なし	A
24	動植物の生活環境の保全再生	⑤ 132	近年武庫川にも天然アユの遡上が確認されたことを明記すべき。	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P7)	A
		修文意見書 (7/12)	1 異議なし(「今後引き続き観察の必要がある」旨の文章を追加した方がよい。) 〔修正の理由〕 まだアユの遡上が定着したとまでは言えない。	岡田委員	『第4章第4節3モニタリング』P64に記載のとおり、モニタリングはアユに限らず実施することとしています。(27の修文に関連)	なし	
③	動植物の生活環境の保全再生	県修文	—	—	支川の各工区の環境の状況が、誤解を招く恐れのある表現であるため修文します。	あり (P55)	D
④	動植物の生活環境の保全再生	県修文	—	—	配慮を検討すべき「生物の生活空間」の対応の考え方を追記します。	あり (P55)	A
		修文意見書 (7/12)	〈P55 動植物の生活環境の保全再生〉 専門家の意見を聴くとともに・・・ → も含め 〔修文の理由〕環境分野に関しては、視点の異なる多方面の意見をもとに検討が必要と考えます。	草薙委員	文頭に『関係機関や地域住民の協力のもと』と記載しているため、委員ご指摘の点については、反映済みであると考えています。	なし	
39	動植物の生活環境の保全再生	修文意見書 (7/12)	〈P3 動植物の生活環境の保全・再生〉 環境についてはまだ審議されていないため、未修文 〔意見追加の理由〕 武庫川を特徴づける動植物の生息・生育に限らず、どこにでも生息する動植物も大切にすべきである。	佐々木委員	未	未	D
66	動植物の生活環境の保全再生	修文意見書 (7/12)	〈P28 (1) 動植物の生活環境の保全・再生 後ろから2つ目の段落〉 1行目と2行目の行間を他の行間と統一する。 〔意見追加の理由〕 行間ミス	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、体裁を整えます。	あり (P28)	A
97	動植物の生活環境の保全再生	修文意見書 (7/28)	河川改修と環境2原則の調和方法について 7月15日付の奥西意見書(第106回運営委員会資料3-1)では環境2原則を満足しない河川改修は実施しない旨の修文案を述べているが、これは整備計画書の全般に関わる重要事項であり、委員の間でも意見が分かれているので、討議が煮詰まるのを待って修文案を提出したい。	奥西委員	未	未	E
128	動植物の生活環境の保全再生	修文意見書 (7/28)	〈p57 ①武庫川下流部築堤区間(河口~JR東海道線橋梁下流 約5.0km) 末尾 追記〉 これらの生態環境が失われないよう、必要な保全策を講じる。特に武庫川峡谷の生態系は失われると再生が困難であることに鑑み、河川工事に先立って戦略的環境影響評	奥西委員	未	未	D

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			<p><u>価を実施し、生態環境が保全されることを担保する。</u></p> <p>〔意見追加の理由〕 ここは河川整備の具体的実施について書く部分である。現状を書くだけでは不可。「担保」に関しては要討議。</p>				
129	動植物の生活環境の保全再生	修文意見表(7/28)	<p>〈P28 (1) 動植物の生活環境の保全・再生 後ろから3つ目の段落〉 <u>魚道等の設置はされているが、・・・移動の連続性は十分に確保されているとは言えず、</u></p> <p>〔修正の理由〕 現在の横断工作物に設置されている魚道等の構造は満足すべきものではないことを魚類の生態系に関する専門家等からは多くの指摘がある。</p>	岡田委員	未	未	D
46	良好な景観の保全・創出	修文意見書(7/12)	<p>〈P7 5 自然環境・景観 3段落目に追記挿入〉 中流の峡谷部は、「溪谷ならではのダイナミックな流れを含む」貴重な自然景観…</p> <p>〔意見追加の理由〕 音を立てて水しぶきをあげながらダイナミックに流れる様相も、景観としての貴重な遺産である。</p>	佐々木委員	個人で印象が異なる抽象的な表現は、適切ではないと考えます。	なし	D
		修文意見書(7/28)	<p>1 〔具体の修文案〕 46 修文意見書(7/12)に具体の修文案を記載。</p> <p>〔修正の理由〕 県の回答に対する回答 ダイナミックな流れは個人的印象による抽象表現ではない。前回の修正案の理由に詳細を記載していなかったため、専門的な方向から追加の再説明をする。多自然型の川づくりや日本庭園の流れ、ジャブジャブ池の流れなどを計画する際に求められる条件の一つで、とくに多自然型の流れを計画する際には、瀬や淵、蛇行などと同様にダイナミックな流れも併せて求められる。その中のダイナミックな流れとは、生きた川の流れを表現するもので、攪乱や動的平衡を含むものである。その動的平衡の中に生命が宿るという理論を立てられている生物学者のベストセラーも存在する。そのような関係から、景観の表現として、武庫川峡谷では人工的に流れの改修を行わなくても既に自然体で生きた川の流れ、つまりダイナミックな流れが存在し、そこには多くの貴重種が存在するという事実と、その表現により、峡谷の景観イメージが一般の人にもつかめやすいということで、基本方針からさらに進んだ整備計画での表現として追記したものである。【67】にも関連</p>	佐々木委員	未	未	
47	良好な景観の保全・創出	修文意見書	<p>〈P7 5 自然環境・景観 4段落目に追記挿入〉 下流部は、「ゆったりと蛇行しながら」複断面河道…</p>	佐々木委員	46と同じ。	なし	D

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		(7/12)	〔意見追加の理由〕 下流域の大きな特徴はゆったりと蛇行している様相である。				
		修文意見書(7/28)	1 〔具体の修文案〕 47 修文意見書(7/12)に具体の修文案を記載。 〔修正の理由〕 県の回答に対する回答 河床勾配が緩勾配で、さらに緩やかに蛇行を繰り返す様相を一般の人に景観的に理解しやすい表現として追記した。上流部と下流部でゆったり流れるイメージが武庫川らしさを表現していると考え。個人的印象による抽象表現ということではなく、いかに武庫川らしさを一般に向けて表現し、理解してもらうかの問題である。基本方針でもこの表現は使われている。	佐々木委員	未	未	
48	良好な景観の保全・創出	修文意見書(7/12)	〈P7 5 自然環境・景観 追記〉 未修文 〔意見追加の理由〕 河川とつながるダムやため池などの河川施設の自然環境や景観についても記述すべきである。	佐々木委員	未	未	D
67	良好な景観の保全・創出	修文意見書(7/12)	〈P28 (2) 景観〉 …渓谷部は、 貴重な自然景観が保たれ ダイナミックな流れを貴重な自然景観の中心に、名称を持つ淵や… 〔意見追加の理由〕 自然浄化作用のある溪流部での景観はダイナミックな流れそのものが貴重な財産として評価できる。	佐々木委員	46と同じ。	なし	D
68	良好な景観の保全・創出	修文意見書(7/12)	〈P29 (2) 景観〉 下流部堤防上に展開するクロマツの並木は、古くから武庫川下流の景観イメージとして受け継がれてきたことを記述する。⇒景観の審議は集約されていないので未修文 〔意見追加の理由〕 河口から宝塚までの武庫川の堤防に残るマツの風景は、かつて浮世絵に描かれたり文豪が句を詠んだり歴史ある武庫川の景観の一要素であるとともに、昔の水害防備林であった可能性がある。西宮の浜から夙川～芦屋の浜にあった松林はかつて潮害防備林(防潮林)であったものが河川に沿って水害防備林になったのではないかという説もあり、詳しく調査してみたいと思うが、古来受け継がれてきた重要な景観の要素であり、保全すべき遺産のひとつであると考え。	佐々木委員	未	未	D
25	水質の向上	⑤ 126 修	<p30 22行>羽束川・波豆川流域水質保全協議会の説明箇所、・・・地域の住民団体とともに → 住民組織(自治会やまちづくり協議会を意味するならこれらは任意団体ではなく住民組織)	中川委員	羽束川・波豆川流域水質保全協議会規約の第4条第1項によれば、「協議会は、羽束川・波豆川流域の三田市高平地区及び宝塚市西谷地区の住民団体等並びに神戸市、三田市及び宝塚市の関係行政機関により構成する」とされていることから、「住民団体」と表現しています。	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		修正意見書 (7/28)	1 [具体の修正案] 住民団体等 [意見追加の理由] 規約の表現と合せる	伊藤委員	未	未	D
26	水質の向上	⑤ 127 修	<p62 18行>水質指標による調査の項、 <u>支川も含めて</u> を挿入 住民が関わりやすいのは支川。同時に簡単に水質が変化(悪化の方向に)するのも支川。 <u>地域住民の参加で支川での水質悪化を早期にキャッチできるしくみも意識して欲しい。</u>	中川委員	わかりやすい水質指標による調査については、環境学習の一環として、その実施を関係機関と連携して検討することとしています。対象箇所などの詳細については、地域特性も踏まえて、その際に検討したいと考えています。	なし	A
70	水質の向上	修正意見書 (7/12)	<P29,30 (4) 水質> …未審議につき未修正 [意見追加の理由] 水質は環境基準を達成しているが、多量の泡が流れていたり、滞留している箇所があることを実態として記述しておく必要がある。また、30頁の「白い泡」の記述のみが大変詳細に記述されており、他の記述との乖離がある。「白い泡」については資料編に掲載することが望ましい。	佐々木委員	未	未	D
71	水質の向上	修正意見書 (7/12)	<P30 (4) 水質 最後から2番目の段落> 神戸市の記述に千苺ダムの水質の実態について記述しておく。 ⇒未審議であることから未修正 [意見追加の理由] 神戸市での取り組みを記述した段落では、千苺ダムの水質の問題についても実態を記述しておく。	佐々木委員	未	未	D
77	水質の向上	修正意見書 (7/12)	<P40 4 水質の向上 追記> 自然浄化機能がはたらくために必要な水量を維持し水質の向上に努めることを追記する。 ⇒未審議であることから未修正 [意見追加の理由] 水質の向上に必要な水量を配慮すべきである。	佐々木委員	未	未	D
112	水質の向上	修正意見書 (7/28)	<p29 (4)水質 1段落目 追記> <u>武庫川の上流域は良好な水質を保っており、中・下流域の水質も下水道の普及等により改善され、現在は環境基準を達成しているが、水質類型がCで水道取水に適さない区間については少なくともB類型に格上げする必要がある。</u> [意見追加の理由] 武庫川らしい水質は、汽水域を除きAまたはB類型である。	奥西委員	未	未	D
28	流水の正常な機能	修正意見書 (7/12)	P.25(1)項L. 1～5の記述は武庫川の現状に合うように修正し、期間区分についての検討結果を追加明示することを提案する。	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P25)	A

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
62	流水の正常な機能	修正意見書 (7/12)	〈P25 (1) 正常流量の確保〉 未審議のため未修正 〔意見追加の理由〕 とくに下流域での農業用水や工業用水はかなり減少していると思われるが、利用の傾向についても示しておくべきである。	佐々木委員	未	未	D
63	流水の正常な機能	修正意見書 (7/12)	〈P25 (1) 正常流量の確保 5段落目に追記〉 ダムの提帯の安全性チェックに関する記述をする。 〔意見追加の理由〕 洪水吐きの放流能力不足から考えられる堤帯の安全性に関し、現段階で県が行なった措置を記述しておくことが望ましい。	佐々木委員	未	未	D
64	流水の正常な機能	修正意見書 (7/12)	〈P26 (1) 正常流量の確保 最後に追記〉 正常流量については未審議であることから未修正 〔意見追加の理由〕 かつて多くの生物が生息した頃の水量と比較すると、現在設定されている正常流量は減少しているという実態を記述する。	佐々木委員	未	未	D
65	流水の正常な機能	修正意見書 (7/12)	〈P27 (3) 水循環〉 審議が集約されていないため、未修正 〔意見追加の理由〕 地球温暖化による海面上昇が及ぼす水辺環境の保全・創出等への影響と地下水への影響等を含めて課題として記述しておく。	佐々木委員	未	未	D
74	流水の正常な機能	修正意見書 (7/12)	〈P39 1 正常流量の確保〉 未審議であることから未修正 〔意見追加の理由〕 武庫川の特質として、渓谷としての景観や生物の生息、さらに自然浄化作用がはたらくのに相応しい流量の確保こそが武庫川らしい水量である。	佐々木委員	未	未	D
75	流水の正常な機能	修正意見書 (7/12)	〈P39 2 緊急時の水利用 追記挿入〉 3行目に挿入⇒利水者と「のネットワークを構築し、」連携して… 4行目に挿入⇒消化用水「や生活水」などに利用… 〔意見追加の理由〕 補足のため	佐々木委員	未	未	D
76	流水の正常な機能	修正意見書 (7/12)	〈P39 3 健全な水循環の確保 追記〉 地球温暖化に伴う海面上昇の影響による地下水への影響を認識しておくことを追記。 …未審議につき未修正 〔意見追加の理由〕 整備計画達成目標年次までに水位上昇がもたらす影響を認識しておく。	佐々木委員	未	未	D
110	流水の正常な機能	修正意見	〈p26 (1) 正常流量の確保 末尾 追記〉	奥西委員	未	未	D

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
	能	見書(7/28)	しかし、近年の少雨化傾向を考慮すると、合理的な水利用を促進することにより、正常流量の確保に努める必要がある。 <u>また、武庫川の魚類環境を象徴するアユの生育環境を再生するため、アユの遡上、流下に支障のない流量を常に確保する必要がある。</u> 〔意見追加の理由〕 修文案に記載の通り				
111	流水の正常な機能	修文意見書(7/28)	〈p27 (2)緊急時の水利用 末尾 追記〉 今後も、震災等の緊急時の水利用に、なお一層配慮する必要がある。 <u>緊急時の水源補給のために、地下水資源について調査し、その保全を図り、揚水と配水が可能な状態にしておく必要がある。</u> 〔意見追加の理由〕 修文案に記載の通り	奥西委員	未	未	D
123	流水の正常な機能	修文意見書(7/28)	〈p39 2 緊急時の水利用 末尾 追記〉 <u>さらに緊急時に地下水を利用できるよう、あらかじめ準備しておく。</u> 〔意見追加の理由〕 村岡委員の意見を採り入れるべき。	奥西委員	未	未	D
135	流水の正常な機能	修文意見書(7/28)	〈p54 (1)湧水調整および広域的水融通の円滑化 2段落目末尾 追記〉 〔具体の修文案〕 <u>さらに、湧水時に利用できる地下水源の調査・研究にも取り組む。</u> 〔意見追加の理由〕 湧水時に地下水を利用するのは有効な手段であると共に、利水ダムを治水活用する際の湧水リスクの軽減にも有効だからです。	土谷委員	未	未	D
27	河川の適正な利用	⑤ 125 修	<p29 2行> <u>河川敷緑地が整備 → 河川敷緑地として整備</u>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P29)	A
28	河川の適正な利用	⑥ 124 修	<p28 最終行> <u>武田尾峡谷のハイキング者数を書きこめないか。</u> (峡谷の自然環境調査結果の活用)	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P28)	A
			1 「調査の一例として」を修正文の先頭に追加。 〔修正の理由〕 この主張差はその時の条件(天候や地域でのイベント等の有無)等によって大きくことなるので、出来れば複数回の平均値を撮った方がよいと思う。	岡田委員	複数年の調査を実施していないことから、一例として、平成19年度に実施した秋の休日の調査結果を記載しています。	なし	
49	河川の適正な利用	修文意見書(7/12)	〈P13 12 河川空間の利用 4行目に追記〉 …支川の千苺貯水池、「青野ダム、母子大池、」蓬来峡… 〔意見追加の理由〕 青野ダム、母子大池なども自然レクリエーションゾーンとして整備されている。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P13)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
69	河川の適正な利用	修文意見書(7/12)	〈P29 (3)河川利用 追記〉 宝塚市の観光ダム周辺の河川で開催される宝塚観光花火大会についても記載する。 〔意見追加の理由〕 河川を活用し、続けられてきたイベントやフェスティバルなどについて、大筋を記述する。データとしては資料編にリストを掲載する。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。 なお、河川敷の利用状況については、『武庫川水系河川整備基本方針 流域及び河川の概要に関する資料』P71～74に記載済みです。	あり(P13)	A
132	流域連携	修文意見書(7/28)	〈p31 (2)流域連携〉 「武庫川流域環境保全活動補助金」は廃止されているのでは。	伊藤委員	未	未	D
29	河川の維持管理	⑤ 154 修	<p63 最終行>清掃の項に、現場レベルで懸案の、河川区域内のゴミ処理費用のルール化を整理して明記。処理費用負担を市(公園区域)と土木事務所(河川区域)で押し付け合われて困るのは武庫川である。	中川委員	委員ご指摘の河川区域内のゴミ処理については、次のとおり責任主体が明確になっています。公園として市が占有し維持管理を行っている区域は、市がゴミ処理を行います。それ以外の区域は、河川管理者である県がゴミ処理を行っています。また、ひょうごアドプトに登録している区域は、県・市・活動団体間の協定の中で「市は活動団体が回収したゴミの適切な処分を行う」と定めています。 現場では、上記河川の区域に応じて県、市がゴミ処理を行っていますが、今後も適切に処理が行われるように周知を図っていきます。	あり(P64)	A
⑤	河川の維持管理	県修文	—	—	「武庫川流域河川維持管理計画」の試行を踏まえ「兵庫県河川維持管理計画」が策定されたことに伴う修文。	あり(P31)(P63)	A
30	モニタリング	⑤ 157 修	<p32 最終行>大出水時のデータ採取不足の追記(提言までの検討時に大出水時のデータ不足を課題として指摘した経緯から明記)	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P32)	A
31	モニタリング	⑤ 158 修	<p64 28行>モニタリングの項、・・必要なデータを蓄積していく。→蓄積し、 <u>河川管理・河川計画に役立てる</u> 。行政のデータ収集は解析されないことが非常に多いので、当然であるが、明記する。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P64)	A
16	モニタリング	流委発言⑩	治水と環境の議論は粗度係数に結びつかない。モニタリングの項目で議論していくべき。	中川委員 委員長	未	未	D
27	モニタリング	修文意見書(7/12)	原案 p. 64 (下4行) 水位・流量観測、土砂堆積、水質、 <u>動植物植生</u> 、瀬・淵等の調査を継続して行い、 〔意見追加の理由〕原案 p. 55、第3節の記述から見てこの方が適當。	村岡委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P64)	A
113	モニタリング	修文意見書(7/28)	〈p32 (3)モニタリング 末尾 追記〉 今後も着実にデータを蓄積していく必要がある。 <u>そして単にデータを蓄積するのではなく、現在の整備計画やその次の段階の河川整備に必要な知的財産(例えば武庫川の低水流量や流域の地下水貯留量を陽に含んだ水文モデルの構築)として整備して行く必要がある。</u> 〔意見追加の理由〕	奥西委員	未	未	D

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			修正案に記載の通り				
34	文章の構成	㊦ 163	「第1章 はじめに」では、「洪水に対する安全度向上」と「環境面で、生物多様性の保全」を挙げ、「このような背景のもと、本計画では・・・安全で自然と調和した武庫川づくりに向け・・・、治水・利水・環境にかかわる施策や整備内容をとりまとめた」としている。しかし、これを受けた「1 河川整備計画の整備目標と考え方」では、治水に関わる内容のみが述べられている。	川谷委員	河川整備計画（原案）全体としては、第1章で記載しているとおおり、「現時点で必要と考えられる治水・利水・環境に関わる施策や整備内容をとりまとめ」ています。 また、武庫川の河川整備計画（原案）の作成にあたっては、 ①下流部築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上を図るため、総合的な治水対策を推進すること ②河川工事にあたっては全国的にも初めての取り組みである「2つの原則」に基づき「豊かな自然環境の保全・再生に努める」ことの2点を重視しました。「第1章はじめに」は、上記2点を中心に河川整備計画（原案）の基本的な考え方を端的に示したものです。	なし	D
35	文章の構成	㊦ 164	②の「イ 千疋ダム・・・」での内容は、次ページの「2 洪水調節施設の継続検討」に属する内容と思われるが、ここでは別項目となっている。	川谷委員	イ.では、ダムの課題を記述し、今回の河川整備計画（原案）に位置付けないことにした理由を説明し、2では、さらなる洪水に対する安全度の向上を図るため、検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討することを説明しています。このように内容が異なるため、別項目としています。	なし	A
36	文章の構成	㊦ 165	P.2の「(2)・・・整備目標」で「計画対象期間は、概ね20年間とする」としながら、同ページ末の「エ 計画期間」では「・・・最短の20年に設定する」と述べている。	川谷委員	計画対象期間の説明において「最短の20年に設定する」としたのは、喫緊の課題に対応するため、早期に整備効果を得る必要があることを示すために「最短の」としました。なお、計画対象期間を「概ね」としているのは、社会経済情勢等により変動することが考えられるためであり、河川整備計画では一般的に採用されています。	なし	A
37	文章の構成	㊦ 166	「第3章 河川整備計画の目標に関する事項」(P33～P35)においては、わずかの挿入行を除けば、「1 河川整備計画の整備目標と考え方」とほぼ同じ文章である。特に「計画期間」については、ここでも述べられており、さらに次ページP.36の下端にも記されている。「洪水調節施設の継続検討」に関しても内容的・文法的な重複が多い。	川谷委員	河川整備計画（原案）の内容を丁寧に説明するために、複数の箇所と同様な文章を使用しました。特に、「第1章はじめに」は、河川整備計画（原案）を要約し、その考え方を端的に示すことを目的に設けた章ですので、第1章で記載した内容は、他の章でも重複して使用しています。	なし	D
		1	「はじめに」と「章立てごとのタイトル」「個別項目のタイトル」をよく認識した上で、クローズアップする部分が少しずつ異なるはずであり、それに合わせて文章表現を変えるべきである。 〔修正の理由〕 まったく同じ文面のコピーがあまりにも多すぎるのが原案をはじめを一読したときの第一印象であった。これでは洗練された整備計画とは言い難く、住民に公開するにつけて、頁稼ぎをしていると言われても仕方ない。実施計画に向けた上位計画として誇れるバイブルであってほしい。【38, 39, 40にも関連】	佐々木委員	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
38	文章の構成	㊦ 167	「1 河川整備計画の整備目標と考え方」の内容については、「総合的な治水対策の推進」の内容も加えて、再検討が必要であると考え。合わせて他の章についても、 <u>内容・項目を整理し、重複を避け、「計画」が今後20年間にわたってこれに関わる技術者にも、一般市民にも分かりやすいものにする必要がある。</u>	川谷委員	166と同じです。	なし	D
39	文章の構成	㊦ 168	<u>「第4章 第1節」の文章は、はじめの3行以外はP.2の「ウ」と同じである。</u>	川谷委員	166と同じです。	なし	D
40	文章の構成	㊦ 169	文書全体が、河川整備の「現状と課題」「目標設定」「整備の実施事項」という流れ(章立て)で書かれており、それぞれについて河川対策、流域対策、減災対策、正常流量、河川環境の整備と保全に関することが順を追って書かれている。全体を通して <u>繰り返しの叙述が非常に多く、冗長に感じると共に読みにくい。</u> 逆に、河川対策、流域対策・・・という章立てをして、そこに「現状と課題」「目標設定」「整備の実施事項」をまとめて記述すれば、繰り返しをしなくて済むのではないか。	長峯委員	166と同じです。	なし	D
17	文書の構成	運委発言 102	整備計画の中に新たに章を設けて、既存ダム、新規ダムを含めて20年間で検討すべき残された検討課題について記載する必要がある。	委員長	未	未	D
31	文書の構成	修正意見書 (7/12)	千疋ダム問題に関わらず、重要課題ではあるが、今後20年の河川整備計画の実施途上で計画完遂が懸念される項目について新たに1章を設けて、問題検証の経過概要及び関連資料目録等を一括して掲載することを提案する。そうすれば重要ではあるが、「実現可能性」の制約からも解放され、治水制作を論ずる時代へのテーマとして重要な資料となるであろう。	岡田委員	未	未	D
95	文書の構成	修正意見書 (7/28)	整備計画の骨格を成す数値、その地点、区間、整備内容を図表で示している箇所については、本文でその図表の番号を引用すべきである。そうでないと図表内容と整備計画の関係が曖昧になる。 具体的には、図2.2.1, 図2.2.2, 図2.2.4, 図3.2.1, 図4.1.1, 図4.1.2, 図4.1.3, 図4.1.6, 図4.1.4, 図4.1.7~16, 図4.1.17, 図4.1.19, 図4.1.20, 図4.1.21, 表2.2.1, 表3.3.1, 表3.3.2, 表4.1.2, 表4.1.3, 表4.1.6 その他の図, 表, 写真も本文中に引用することが望ましい。	奥西委員	未	未	D
99	文書の構成	修正意見書 (7/28)	次の段階に向けての検討に関して 原案の第4章では整備計画期間に実施する具体的な計画と、次の段階に向けて検討することが縋い交ぜになっており、混乱を招く。そのため、次の段階に向けての検討に関する事項を第5節にまとめることを提案する。 具体的には第4節の2, 3, 4, 第1節の2(の一部)をここに移し、一部を新設。 <u>第5節 次の段階に向けての検討</u> <u>本整備計画による治水対策を実施した後は、河川整備基本方針の実現に向けての次の段階に踏み出すことになるが、現時点までにおこなった検討をふまえ、本整備計画の期間内に検討すべきことが少なくない。河川整備基本方針では総合治水の実現を謳</u>	奥西委員	未	未	D

整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整理 状況
			<p><u>っているが、現時点では総合治水の実現のための条件整備が極めて不十分である。そのため、流域対策や減殺対策などの目標設定に具体性を欠いている。しかし、総合治水の実現のための条件が整備されると、整備目標流量をさらに高く設定することが可能になると考えられる。そのためには以下のような事項について検討が必要である。</u></p> <p><u>1 流域連携</u> 阪神間の市街地を貫流する武庫川は、・・・、県と関係各市で実現に向けた実務的な検討をおこなう。</p> <p><u>2 流域対策</u> これまで行ってきた、開発に伴う防災調整池の設置指導のほか、昭和 36 年 6 月 27 日洪水に対応できるように設置基準を見直し、のほかに、人工林の間伐や県民緑税を活用した災害に強い森づくり事業などの森林整備、その他雨水貯留・浸透の取り組みは、関係機関と連携しつつ、継続して促進するよう努める。</p> <p><u>3 環境保全</u> <u>本整備計画の実施に当たり、河川その他で大規模な土木工事がおこなわれるため、事前の影響予測と事後の修復・対策事業だけでは不十分であると考えられる。工事実施中のモニタリングに基づき、必要な場合は環境影響評価のやり直しをおこなう。</u></p> <p><u>4 減災対策</u> <u>水害を防止・軽減するための土地利用の規制・誘導についてはほとんど無策状態であるため、本整備計画の期間中にそのための審議機関を設立する必要がある。</u> <u>減殺対策のための協議機関として、行政組織間の協議だけでなく、住民の参画と協働の観点からの協議・審議の場を設ける。</u></p> <p><u>5 モニタリング</u> 治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行うため、流域内の雨量観測、河川の水位・流量観測、土砂堆積、水質、植生、瀬・淵等の調査を継続して行い、その結果を記録して必要なデータを蓄積していく。 また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。 <u>下記の有目的のモニタリングプロジェクトを立ち上げ、そのために必要な臨時または恒久的なモニタリングを実施する</u></p> <p><u>① 降水量の高度別分布を把握できるような観測網の整備</u> <u>② 高水時だけでなく、低・濁水時の河川流量および地下水の賦存・流動も正しく説</u></p>				

整理 番号	項目	意見 区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無 (該当頁)	整理 状況
			<p>明できる水文モデルの構築</p> <p>③ 砂防事業の効果発現と整合した河川縦横断形的设计</p> <p>④ 100年以上の時間スケールの森林の理水機能の評価とこれを増進させるための施業指針の作成</p> <p>⑤ 整備計画レベルの洪水時の武庫川の水利特性の把握</p> <p>6 洪水調節施設の継続検討</p> <p>本計画の策定にあたっては、千苺ダムの治水活用や、武庫川峡谷での新規ダム建設についても検討を実施した。いずれの対策も基本方針における洪水調節施設の分担量である 910m³/s の確保に向けた選択肢であるが、実現可能性を見極めるのに今なお時間が必要である。具体的には、千苺ダムの治水活用は、最近の小雨化傾向を踏まえた渇水リスクへの対応の立場にある水道事業者との合意形成に、新規ダム建設については、環境保全に配慮したとしてもなお、ダム選択への社会的な合意形成に、それぞれ多大な時間を要する。また、完成するまでに十数年と時間を要し、その間は整備効果を発揮できない課題もある。</p> <p>そこで、戦後最大洪水に対応することを整備目標として、早期に整備効果の発現が期待できる河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備に取り組むこととした。</p> <p>また、しかしながら、地球温暖化に伴う集中豪雨が多発している中、平成 21 年 8 月には、千種川水系の佐用川で、過去に経験したことのない大きな洪水が発生した。このような現実を踏まえると、多くの人口・資産を抱える武庫川では、河川整備基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要である。</p> <p>したがって、千苺ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。<u>ただしこれらの検討は総合治水の推進の検討よりも優先しておこなうものではない。</u></p>				
102	文書の構成	修正意見書 (7/28)	<p>〈p3 2 洪水調節施設の継続検討、3 動植物の生活環境の保全・再生 修正〉</p> <p>「2 洪水調節施設の継続検討」と「3 動植物の生活環境の保全・再生」を入れ替える。 〔意見追加の理由〕</p> <p>継続検討の後に期間内の話に戻るのは不自然</p>	奥西委員	未	未	D
114	文書の構成	修正意見書 (7/28)	<p>〈p34 (1) 想定氾濫区域内の人口・資産規模 削除〉</p> <p>(1) を削除。他の適切な章に移す 〔意見追加の理由〕</p> <p>内容に大きい問題はないが、現状を書いているだけで、この章に記載すべき理由がない。</p>	奥西委員	未	未	D
116	文書の構成	修正意見	<p>〈p37 ①下流部築堤区間(河口～仁川合流点) 図 3.3.1 修正〉</p>	奥西委員	未	未	D

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		見書(7/28)	図 3.3.1 を他に移す 〔意見追加の理由〕 この図は河川整備計画の目標とも、下流部築堤区間とも無関係				
(6)	文書の構成	整理表⑬	新規ダムと既存ダムだけを優先的に検討するような記述はよろしくないのではないか。検討課題はたくさんあるので、計画の中に章を設けて、20年間で実施することと、20年の間にさらに将来に向けて調査検討することを課題として列挙する方がよりふさわしいのではないか。	—	未	未	D
32	その他	⑩ 161	降雨に関する記載に誤りはないのだろうがダムや利水を論じた個所と治水を論じた個所の降雨に関する記述が紛らわしい。 前者の場合には「最近の少雨化傾向」とあり雨量が少ない事を述べている。(P2 参照) 後者の場合には「地球温暖化による集中豪雨が多発」という表現があり、これは直接的には雨量にふれていないが、雨量が多いというイメージの表現と理解するのが普通である。これでは読者は雨量が多いのか少ないのか理解ができないと考える。(P3, P6, P21 参照) P6の「気候・気象」の欄で武庫川水系としての降雨について分かりやすく、その特性を記述しては如何か。	山仲委員	原案 P6 の記載内容については、ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり(P6)	A
33	その他	⑩ 162	武庫川流域では、砂防事業と同様に治山事業が土砂流出対策として実施されており、「計画的に砂防えん堤等の整備が進められている」を、「計画的に砂防えん堤及び治山等の整備が進められている」としては如何か。	加藤委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり(P11)	A
18	その他	流委発言⑫	資料編の冒頭に、現地担当者の理解を深め、後世に伝えていくものであることを記載すべきである。	中川委員	未	未	D
19	その他	流委発言⑫	地球温暖化への対応の視点について見直しをつけ、定性的でよいので整備計画に記載すべき。	村岡委員 池淵委員	未	未	D
33	その他	修正意見書(7/12)	〈P.1 はじめに〉 第1章 はじめに 2段落目に今年の梅雨に展開した最新の豪雨被害状況をはじめ、国内でも深層崩壊が発生していることを修正し、盛り込む。 〔意見追加の理由〕 最新の傾向をどこかに盛り込んでおくべきである。当然、原案の審議終了間際に大水害による事故が発生した場合にも盛り込む必要があると考える。	佐々木委員	未	未	D
90	その他	論点意見書 25	地球温暖化への整備計画での取り扱いについては、提言未記載事項でもあり、最新の国における整理も踏まえ、個々の対策への個別対応ではなく以下のように一括して対応方針を追記することを提案する。 【修文案】 地球温暖化に対しては、外力の増大として、降水量の変化、洪水の増大、土石流等の激化、高潮及び海岸侵食の増大、渇水リスクの増大、河川環境の変化、が指摘され	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			ている。従って武庫川流域においても増大する外力への対応として、ハード整備のみを偏重する対策から脱して流域における総合的な対策を含めて重層的な対策を様々な実施し、起こり得る様々な規模の外力を対象とし、その規模に応じて流域社会全体で弾力的に対応することを目指す。				
36	その他	修正意見書(7/12)	審議が集約されていないことから未定 第2章では、第1節の「気候・気象・その他」とし、温暖化による海面水位上昇を記述し、第2節の「1 洪水、高潮等に対する…課題」に海面上昇により発生する可能性のある課題を記述、「2 河川の適正な…課題 (3)水循環」「3 河川環境の…課題 (4)水質」では塩水が及ぶ可能性や津波・高潮などの遡上について、第4章では第1節の冒頭及び「1 河川対策(1)河道対策①」床止工などの改築による防潮効果の検討について、第4節「3 モニタリング」では海水面の上昇に関する水位の観測によって必要が生じた場合には地下水への塩水混入に対する水質調査を行なうことを記載しておく。 〔意見追加の理由〕 地球温暖化による海面水位の上昇により整備計画達成目標年次である20年後の汽水域は、鳴尾浄水場のある3号床止工辺りにまで及ぶ可能性がある。ハリケーン化するといわれている台風による高潮や地震活動期に入ったとされる大地震による津波に対する防潮対策についても潮止堰や床止工を撤去するからには、記述しておく必要がある。	佐々木委員	未	未	D
41	その他	修正意見書(7/12)	〈P4 2 流域の概要 2段落目〉 …10年連続して人口増加率日本一を記録したが、近年では横ばい状態となっている。 〔意見追加の理由〕 10年前のことが今も継続しているかのような印象を受けることから、10年前から現在に至る傾向を追記し、正確な表現にした方がよい。	佐々木委員	未	未	D
42	その他	修正意見書(7/12)	〈P4 2 流域の概要 3段落目〉 …ニュータウン等の開発により約16%にまで拡大したが、その後は徐々に横ばいに近い状態になりつつある。 〔意見追加の理由〕 土地利用の拡大のその後から現在に至る傾向を正確に記述した方がよい。	佐々木委員	未	未	D
43	その他	修正意見書(7/12)	〈P4 2 流域の概要 P.5 2段落目 追記〉 …都市部における貴重な「緑と水のオアシス空間である」オープンスペースとして…に追記修正。 〔意見追加の理由〕 「オープンスペース」という表現は最近、国土交通省などが河川でも使用しているが、ビルが連立する中心市街地の中にある公開空地や公園、駅前広場などの「ひろば」というイメージが専攻する。ここでは、都市部、特に尼崎市などは市内に山間部がないため、もう少し丁寧な表現で河川は緑と水の貴重な憩いのオアシス空間というイメージを追加表現した。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり(P5)	A

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
44	その他	修正意見書 (7/12)	〈P4 2 流域の概要 P.5 追記〉 ため池が多いことを流域の特徴として記述する。 〔意見追加の理由〕 武庫川流域の水に関わる特徴として、ため池が非常に多いことを記述しておくべきである。	佐々木委員	未	未	D
45	その他	修正意見書 (7/12)	〈P5 3 地形・地質 最終行 追記〉 地盤沈下はおさまり、現在ではほぼ回復している。 〔意見追加の理由〕 地盤沈下はおさまっているだけでなく、回復しているのではないか。	佐々木委員	未	未	D
91	その他	論点意見書 25	整備計画原案文中において、流域の各基礎自治体を指す用語として「流域市」(使用多数)、「地元市」(p18、p29、p64)、「各市」(p61のみ)、「沿川自治体」(p61のみ)の4種類が存在している。使い分けを整理されてはいかかがか。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	未	B
96	その他	修正意見書 (7/28)	「第2章 第2節 河川整備の現状と課題」の各項で、課題が書かれていないケースが多い。これは現状で何ら問題がないと河川管理者が思っていると誤解される。課題がないと思っている場合をのぞき、課題を書くべきである(具体的な修文案は省略) 具体的には19ページア、イ、ウおよび31ページ(1)、(2)	奥西委員	未	未	D
101	その他	修正意見書 (7/28)	〈p2 ア 検討の考え方 追記〉 <u>ハード的な治水対策には、…</u> 〔意見追加の理由〕 原文ではここに記された治水対策例が治水対策のすべてであるかのような印象を与え、総合治水の考え方を否定する形になっている。	奥西委員	未	未	D
103	その他	修正意見書 (7/28)	〈p9 写真 2.1.7 修正〉 写真 2.1.7 を削除または別の写真に入れ替え 〔意見追加の理由〕 災害の状況が写っていないのでキャプションが誤っていることになる(単に洪水流が高水敷に乗った状態にすぎない)	奥西委員	未	未	D
104	その他	修正意見書 (7/28)	〈p11 7 治水事業の沿革 3行目 追記〉 さまざまな意見書が出され、 <u>兵庫県環境審議会からは計画の全面的見直しを求める答申がなされた。</u> 〔意見追加の理由〕 法定手続きである兵庫県環境審議会の答申に触れないのは不相当である	奥西委員	未	未	D
115	その他	修正意見書 (7/28)	〈p36 1 整備計画の対象区間 図 3.2.1 追記〉 図 3.2.1 〔意見追加の理由〕 もし支流にも法定河川区間があれば、整備計画の対象区間であるから記入する必要がある。	奥西委員	未	未	D